

平成19年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成19年6月27日(水曜日)

午前10時00分開議

第13 一般質問

第6 議案第32号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について

第7 議案第33号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

第8 議案第34号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

第9 議案第35号 平成19年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について

出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	6番	松浦啓博君
7番	佐藤静基君	8番	山本朝英君
9番	川村進君	10番	小林一甫君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	山田日出夫君
企画財政課長	佐藤正好君
町民課長	三好寿一郎君
福祉保健課長	佐藤純一君
農林商工課長	山内啓伸君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
施設車両課長	竹村治実君
教育課長	小野茂君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	佐藤明美君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	鳥山勝見君
監査委員	四十物義雄君
農業委員会事務局長	菅野宏君
会計管理者	八鍬光邦君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。なお、田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

その前に議員説明員の皆様に申し上げます。議場の室温が大変高くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可します。説明員の方も遠慮なく上着を脱いでください。

それでは議事に入ってまいります。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第13、一般質問を継続いたします。

3番、上原豊茂君の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 通告に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

通告文書の中で、誤字がございますので申し訳ございませんけれども、お手元の資料をお直しいただきたいと思います。上から3段目、町民の「付」託を「負」という字に変えていただきたいと思います。非常に誤字脱字多くて申し訳ございませんけど、お許しをいただきたいと思います。

それでは本題に入りたいと思います。

私の質問の内容は、新体制での行・財政改革への取り組みについてであります。

先般の選挙において、新しく菊池町長が誕生され、それぞれ公約を打ち出しながら町民の審判を仰いで当選されたということでもあります。

昨日、その町政執行方針の中でも、基本的に町政の主役は町民であるという表現がございました。私もかねてより、まちづくりの主役は町民だということを基本理念として議員活動をやってまいりました。そういう意味においては、共通な認識の中で町政に向かうという、そういう認識を持って今日の一般質問を行いたいと思います。

それでは、国政による地方自治体への財源締めつけと、その失策の責任転嫁は強まる一方であります。

当町は、町民の負託を受けた新しい執行体制が始動したところであります。

今までも、財政の厳しさを受け、行・財政改革に取り組んでまいりました。

ここで、さらなる改革を求められるわけでもありますけれども、今までの流れの中で早々に方向を変えるということは、極めて厳しいというふうに思うわけでもあります。行政の継続性を考えると、まさにそこは手のひらを返したような方向は難しいであろうというふうに認識しているところであります。

しかし、町の今の実態を、そこにおける様々な課題解決、その辺に目を向けたとき、さらに効果的改革への道を進まなければならないというふうに感じているところであります。

町民の理解と協力、職員の知恵の結集と努力を持って、今後の改革の道を進むことが最

良の方法だと思えますし、その形しか考えられないのではないかというふうに思うところ
であります。

町民にとって、これからの“まちづくり”の道しるべを示すことは、まさに町民の元気
の源になると考えているところであります。

そういう観点から次の点を含め、町長の所見を伺いたいと思えます。

1点目は、極めて厳しい財政再建の建て直しの施策についてであります。様々な考え方、
方針を執行方針の中でも述べられておりますけれども、具体的にどのような取り組みをし
ていくのかお示しをいただきたい。

2点目は、非常に厳しい町民の経済状況でありますけれども、その町民にこの難局を乗
り切るために負担を強いるのかどうか、その辺についての考えを伺いたい。

3点目、まさに町長のまちづくりの柱でありますと私は思っておりますけれども、“協働
のまちづくり”への取り組み、様々な施策を示しておりますけれども、それらについての
踏み込んだお示しをいただければというふうに思えます。

4点目は、これからなされるであろう庁舎の機構改革についてであります。様々な課題
が山積している中で、より効率性、町民にわかりやすい機構改革がどのようなものであるべ
きなのか、それらについての考えをお聞きしたいと思えます。

最後5点目は、様々な課題の取り組みの中で、職員の意識改革の必要性についてであ
りますけれども、まさにこれがすべてを支える力になるだろうというふうに思えますけれ
ども、この辺についてどのようにとらえているのか、町長のこの5点についての所見を伺
いたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） あらためて、おはようございます。

上原議員から新体制での行財政改革の取り組みについて、5点のご質問をいただきました。
た。

質問の通告の中にもございましたように、まちづくりの道しるべを示すということが、
すなわち元気の源ではないのかということがございますし、全く同感でございますけれ
ども、しかし、元気の源は困難を乗り越える勇気があってこそ元気が出てくるというふう
に私自身は自分に戒めておりますので、その一つひとつの改革や業務の中で、困難や様
々な難しい問題を乗り越えていく勇気が、私をはじめ職員一人ひとりに求められている
と思えてなりません。

まず、1点目の財政建て直しの施策でございますけれども、本町の財政状況につきまし
ては、今回の補正予算を見ていただいても、予想をはるかに超える厳しい状況であるこ
とは今さら申すまでもございません。従前同様、行財政改革や事務事業の抜本的見直しに
引き続き取り組んでまいりたいと。

しかし、一方では職員の不補充や補助奨励費の圧縮をはじめとする内部経費の徹底的な
縮減に取り組んでまいりましたので、これもある意味では一定の限界にきているのでは
ないかというふうに考えております。

管内の職員の1人当たりの住民数で申しますと、上湧別が66名、本町は61名か2名
というふうに私自身は記憶しておりますけれども、管内の市町村においても、とりわけ
町村においては職員1人当たりが担う対象の住民の数は管内で2番目ということござい

ますから、この5年間、不補充を断行しながら極めて職員数は減少してきているということは、現実の問題でございますから、非常にこれも申しましたように厳しい状況であることは間違いございません。

今後におきましては、事務事業の一つひとつにおきまして、まずは事務レベルでランク付けを行いたい。私は今財政に指示しておりますけれども、事務事業をA、B、C、D、Eというふうに仮に位置付けるとするならば、自治体が存続する以上、絶対にやらなければならないAランクと、それに類似するBランクと、まずはここまではというCランクと含めて、その事務事業の色分けをしていただきたいと。さらに、そのA、B、Cをもって少なくとも自治体が存続するためには、どのぐらいの金が必要なのかということをもっと内部的に検討していただきたいということを指示してございます。こうしたことを含めて、今後の事務レベルのランク付けの中で歳入に見合った事務事業はどのランクまで可能かについての分析を行っていかなければならない。さらに、あらためて事務事業の廃止・縮小等の議論に発展させていかなければならない状況にあると私自身は考えているところでございます。

次に、2点目でございます。町民負担の考え方につきましてのお尋ねでございますけれども、税制改正をはじめとする各種福祉制度の改正によりまして、昨日も議論になりましたけれども、住民負担は確実に増加してきているというふうに私自身は認識しております。

福祉関係のものにつきましては、基本的に全国一律という状況の中で、制度の是非はともかくといたしましても、まい進していかなければならないという状況がございますし、必要に応じ軽減措置が講じられておりますので、制度上やむを得ないものということもございまして。とは言え、実際には日々の生活に大変ご苦労をされている実態もございまして、町としましても可能な限り、相談業務を通じた実態の把握を努めるとともに、場合によっては、各種扶助制度の適否を含めて必要な対応をしてまいりたい。

特に、7月1日以降の人事において、私は「福祉なんでも相談」の職員を配置したいと考えております。専任というわけには行きませんが、そういう様々な福祉の実際には本当に大変な、あるいはいろいろな声を聞いてほしい、あるいは解決してほしいという願いを叶えるための一歩として、そういう相談業務の実施も7月からしていきたいというふうに考えてございます。

3点目でございます。協働のまちづくりの取り組みについてのお尋ねでございます。

昨日、工藤議員から一般質問でも質問をいただきましたし、私どもの考え方をお示したとおりでございますけれども、厳しい財政状況を受けて、今後も行財政改革や事務事業の抜本的な見直しが必要になってくるということは申すまでもございませぬ。その前提として、行政と地域、あるいは住民との役割分担、連携・協力、いわゆる「協働のまちづくり」は不可欠でございます。

本年度は住民参加によって、財政分析を住民の皆様、町民の皆様とともに行いたい。町の財政がこの10年間どういう状況になっているのかということ役場職員だけではなくて、議員の皆様も、町民の皆様も協働の分析、勉強会を一週間の日程をかけてやっていきたいというふうに考えてございますので、当然でございますけれども、職員には可能な限り出て行きたいというふうに考えてございます。その後に行う行政健全化の計画、あるいは住民基本条例の制定に向けた議論の積み上げ等を通じて、行政と議会と住民の三者それ

それぞれの意識改革を今後も図ってまいりたいというふうに考えてございます。

なお、従前の地域団体の連携・協力等で進めてまいりました各種の事務事業やボランティア活動等につきましても、この点にも昨日の河端議員の質問にもお答えさせていただきましたけども、一層発展させていかなければならないと考えているところでございます。

次に、4点目の機構改革でございます。

議案第36号で訓子府町事務分掌条例の一部改正案を提案させていただき、昨日、総務課長のほうから主な内容についての説明をさせていただきました。今回の機構改革では施設車両課を廃して、業務を建設課に統合していく、さらには福祉・保健・医療の制度の改正に伴う協力・連携体制を整備して、住民サービスの向上を図るということのために、町民課の2係を福祉保健課に統合する考えでございます。

さらに今後とも、機構改革の効果が十分に表れ、行財政の効率的な運営が図られるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後の5点目でございます。町職員の意識改革の必要性についてのお尋ねでございます。

何度も住民と行政の協働、しかしその前提として、「町民の喜びを生きがいとする職員たれ」というお話を私はしてまいりました。

わかりやすく申しますと、一つひとつの起きていることや相談事、それが自分の立場だったらどう考えるかということをおは自分だったらどうなのかと。その上で、地域やあるいは町の立場だったらどうなのかという視点を失ってはならないというふうに思うわけでございます。町職員のさらなる意識の高揚と能力の発揮は、私はまちづくりの全く大事な部分だということは議員のご指摘のとおりでございます。

町民の奉仕者としての自己研鑽や研修等の参加によって能力と意欲をさらに高めて、町民の皆さんの目線に立った仕事を一生懸命、さらにこなす職員であってほしいと願うものでございます。そのためにも、職員のやる気やアイデアを重視して、意見を尊重しながら職員の研修機会をさらに増やし、地域やボランティア活動の参加を積極的に奨励してまいりますし、昨日も申しましたように「地域担当職員制」なども検討してまいりたい。職員の意識改革を目指す様々な取り組みをこれから展開してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 3番、上原君。

3番（上原豊茂君） 財政の関係については、極めて厳しい状況にあると。

また、職員1人当たりの町民数は管内2番目という中で、非常に職員も自らが奮起、切磋琢磨して取り組まなければならないという状況だということでありませうけれども、私はいろんな形で財政分析し町民とともにどの方向に向かうのか、何をどう方向付けるのか、選択するのかという議論をしていくということは、一つの重要な取り組みだというふうには考えております。

まずは、今の町の財政状況がどういう状況なのか、今までとどう変わらなければならないのかということをお、町民にしっかり伝えるという作業が私は第一でないかと思うわけがあります。そのためには、極めて職員、町長はじめ時間をかけ町民と向き合わなければならないだろうと。今までのように、単純に1枚のペーパーでもって連絡をしたよということでは何ら変わらないというふうを感じているところであります。そういう意味でのその取り組みとして、しっかりと住民に現状、情報を伝えるという作業をしてはどうかと。も

し、そういう取り組みに対しての考え方が、こういうものだというのがあればお示しをいただきたいと思います。

また、いろんな事業展開をしていく、行政としてやらなければならないこと。これは、先ほど町長がランク付けして、そのランクによって検討を加えていくのだということをおっしゃっていましたが、やらなければならないこと。これから新しく取り組まなければならないことも、当然起きてくると思うわけであります。

そういう意味において、当然そこで財政が厳しいわけですから起債という状況が生まれてくるのであると。その起債と今までの起債、これからの新規事業に対する起債というものに対して、どのようにとらえているのか。例えば、今まで現状の起債をして考えると、財政立て直しには、今後の新しい起債というのは難しいと。それでも取り組むとか、その辺についての考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 財政問題の再質問をいただきました。

今日の厳しい財政状況を的確に住民に伝えていく必要があるのではないのかと。さらには、従来のような考え方で起債によりどんどん借金して後世に残すということであれば、なかなか財政的に立ち行かないのではないのかというご質問をいただきました。

私自身も、その辺では非常に心を痛めながら、しかし、やらなければならないことはやっていかなければならないという状況の中で、この1年間、2年間と言いましょか、新しい方向を示していくという状況に今きているということでございます。

町民の方に知っていただくということで、時間の関係ですから長くお話はできませんけれども、先の新聞でも出ておりましたけども、参議院において地方自治体財政再建化法案が15日に成立いたしました。来年の4月から今まで実質赤字比率を中心とした、すなわち普通会計が20%超えると財政再建団体だという状況から、今度は連結ベースで連結実質赤字比率を示すということになりました。しかも、それは4点にわたりまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、さらには実質公債比率、将来負担比率等を含めて、どれか1つでも基準を超えるとイエローカードが発せられると。そして、当然その前提として、この4点について議会に報告して公表しなさいという法律が通りました。その点で言いますと、国も総務省をあげて非常に財政健全化については厳しい状況でありますから、私はなおさら今大変な状況の中で、財政問題を見据えていかなければならないというふうにございます。

私の町は、今実質公債比率で17.1%という数字が上がっておりますから、3年間平均で18%を超えると従来のものでいきますと、イエローカードということになります。単純に申しますと、私どもの財政力指数は3年平均で0.2381ということですから、1,000円の仕事をするのに238円しかお金がないという話です。

そして、国の指導によります住民1人当たり10万都市で40万円の経費で財政運営をなささいという国の考え方であります。私どもの町は住民1人当たり71万6,000円です。それほど手厚く住民の福祉のために、歴代の町村長、そして議員たちががんばって町民のために仕事をしてきたということでありますけども、国の基準からいくとそういうことでございます。

今年の平成19年度会計、普通会計で申しますと40億1,300万円の総額になって

ございます。実際には、3億7,300万円の基金の取り崩しをしなければやっていけないということでもあります。いずれ破綻するということでもあります。ですから、9.3%すなわち40億円の予算ベースで普通会計で見ますと、約1割の予算縮減を図っていかないと歳入歳出をイコールではないということでございますから、そう考えていきますと、私たちの町の仕事の、今議員からご指摘がありましたように、こういう状況を町民一人ひとりに知っていただく、議会の皆さんにも理解をいただく、私どももその上で仕事を進めていくということが、まず一つの大前提ではないかと私は思います。

しかし、とは言いながらも、やらなければならないことは、議員のご指摘のとおりやらなければならないということですから、有利な起債とハード的なことで申しましたら農業の振興整備に係わる借金を可能な限り少なくする、あるいは状況によっては、年数5年を7年でも8年でも長期のスパンにしてでも、単年度の返済額が少なく済むようなことも含めた財政運営が必要だということでございますから、その点では今年度財政分析を行い、次年度以降、財政再建計画も独自につくりながら、議会の皆さんとともに申しますよりは住民の皆様とともにまちづくりの方向を作り上げていきたいと。

しかし、何度も申し上げますように、私自身は地方自治の役割は福祉でありますから、福祉を可能な限り現状維持、あるいは少しでも前にもってきたい。そこを私は政策として掲げているつもりでございますので、またお力添えをいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 3番、上原君。

3番（上原豊茂君） 時間が決まっていますので、あまり慎重に答えていただくと時間が足りなくなります。一つよろしくをお願いします。

そこで、当然歳出を縮減するということが求められているわけでありましてけれども、私は歳入についての視点もきちっと持つべきだろうというふうに思います。

まず、基本的にこの町の住民を減らさないというところに主眼をおいた取り組みも必要だろうと。金をかければいいのではなくて、前段の一般質問等でもありましたように、「あの町で子育てをしたい」「あの町で一生を送りたい」と、そう思えるようなまちづくり。金もかけないで、みんなが魅力を感じるまちづくりというところを考えることによって、訓子府町の人口確保ができるのではないかと。そういう努力をするべきでないかというふうに思います。

幸いにして、北見に近いということもありますし、非常に私もある北見から訓子府に移り住んだばかりの人に会いまして、非常に環境もいいし住み心地もいいと。町営住宅に入っているわけですがけれども、その住宅も極めていいという好評をいただきました。そういう意味からしても、訓子府の町に対する魅力はほかに劣らないというふうに認識したところであります。ぜひ、そういう意味での取り組みもしていただきたいと思っております。

また、町民負担の関係でありますけれども、昨日の工藤議員も、町民の負担の重さということについて十分に訴えたわけでありまして。私も、基本的に基礎的な生活、基本的な生活を守れる条件整備というのは、これは権利としてあるわけでありまして、当然国もそうでありますけれども、地方自治体としてもそれを守るべき姿勢を持つ、そのための工夫というものをしていかなければならないだろうというふうに思います。そういう意味では、十分その生活困窮者と言うと失礼でありますけれども、非常に収入の少ない方々の生活状況、それらにこれは町職員1人が66名を見るわけですから、非常に大変でありましょ

けれども、まさにいかにあるボランティアなるものも含めて、そういう組織づくりも含めて、きちっとその状況把握してという体制づくりが必要でないかと思えます。それらについての考えをお聞かせいただきたいと思うのと、これはまとめてある程度質問をさせていただきます。

協働のまちづくりの関係で、様々な提案がなされております。例えば、住民の声を聞くために、夜間の町長室開放ですとか、みんなのふるさと懇談会の関係ですとか、地域担当職員の配置等々が出されております。

これらそれぞれの提案の中で、例えば夜間の町長室開放でありますけれども、どういう形なのかちょっと見えてこない。毎日開放するのか、それとも町長がいるときとすればそれは定期的なのか、その辺がどういうふうに町民に対して伝えていくのか、その辺の仕組みが見えてこない。

また、「みんなのふるさと懇談会」と「青空町長室」の違い。マンネリ化の中で方向転換をするという形でありますけれども、その辺の違いが見えてこないというところが気になります。また、「地域担当職員の配置」でありますけれども、この配置された職員の権限と言いますか、例えばどの程度まで、その職員と町民の向かい合いの中で応えていけるのか、対応できるのか、その辺もきちっと明確に町民に伝えていく必要があるのではないかとこのように思います。

また、ボランティアの育成等については、当然いろんな重なりが出てくると思いますが、一体ボランティアセンター構想に対して、ボランティアの育成というのがどういう形で誰がその石を投げるのか、その辺についての中身も見えてこないということもあります。これらについて、簡単にお答えをいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 昨日も申しましたけれども、48分の1ぐらいでしょうか、まだスタートして2ヵ月たっておりませんので、すべてをここでお話したり、あるいは具体化するということの困難性はございますけれども、今私自身が具体化していこうとしているものだけでお許しをいただきたいと思えます。

1点目の歳入をきちんと持つべきだということにつきましては、これについては今思いやり基金等やあるいは道が新しく出した新しい交付金制度の創設についての案も出てきておりますので、それらについての入りをどう増やしていくかということを含めて、これは検討中でございます。しばらく時間をいただきたいというふうに考えてございます。

それから、協働のまちづくりの組織づくりの点で、町長室の開放につきましては、それからふるさとと言いましょか、ふるさと懇談会と言いましょか、これにつきましては7月号の広報に記事を載せる予定でございますけども、8月スタートです。

夜間町長室の開放ということです。月1回、第2水曜日というふうに考えておりますけれども、午後7時から午後8時半まで。私はもうそのときは、可能な限り体を空けようということで、まずは月1回ということと考えてございます。いろいろなお話を聞かせていただいたり、また懇談もする。できれば1回でと思いましたが、まずは町長室に入ることがないという人もかなり多いようでございますので、町長室でやりたい。

それから、ふるさと懇談会につきましては、従来の実践会・町内会の開設だけではなく、小さなグループやサークルのところにも私自身が出かけていきますと。そして、懇談

会をやる形をやってきますということが主な内容でございます。もちろん企画財政課を中心として、まちづくり懇談会で、これから町民基本条例等々のことについては集中的に地域に出かけて話していこうと考えてございます。

それから、地域担当職員につきましては、今町内会連絡協議会が主催で清里町が実際にやっておりますので、視察に行かれるということもお話を聞いています。この点につきましては、町内会の事務局等を職員がやっていることもございますから、あらためてもう少し時間おきながら、皆さんの意見を聞いてスタートしてきたいということを考えてございます。

るるございますけども、時間の関係もございますので、ボランティアにつきましては、昨日河端議員の質問に解答させていただきましてとおり、これから社会福祉協議会とともに検討していきたいという状況でございますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 3番、上原君。

3番（上原豊茂君） それでは、最後のほうの課題でありますけれども、機構改革、さらには職員の意識改革の関係であります。

機構改革については、前段の西山議員から指摘されましたたらい回しの件。非常に、これはたまたま西山議員がそれを経験しただけでありまして、今までもなかったわけではありません。そういう不満を耳にしたことは私も何回かございます。そういう意味で、そういうことが起きないに機構、町民から見てきちっと責任所在がわかるような、そういう機構改革が必要でないかと。

それと、今までは縦の流れ、それは極めてきちっとしていたかもしれません。ですけれども、これから住民がまちづくりに参加するということを踏まえると、横の連携というのが極めて重要になってくるだろうと。その横の連携をどういう形で図ろうとするのか、その辺もお聞かせをいただければと思います。

また、それらも含めて、町職員の意識改革の関係でありますけれども、今選挙に絡んでいろんな人たちから聞かされたのが、職員に対する町民からの不満であります。これは、職員にとっては非常に納得のいかないことだというふうにも思われるかもしれません。私も、そう部分もあろうかというふうには感じております。

しかし、町民にとっては庁舎で出会った職員が役場の職員なのです。その相手がどんな状況にあるかと、そのときの職員が役場の職員なのであります。何回も何回もその会う方々の声もありますし、一度きりしか役場に来ない方もあるわけでありまして。一般的には私どもと違って、一般の町民の人たちというのは、職員との接点というのは極めて数が少ないわけでありまして。ですから、職員にとっては非常に仕事の多い厳しい状況の中でも、町民に対しては親切丁寧な対応が必要でないかと思うわけでありまして。

それともう一つ、パソコンに向かったの仕事でありますから、目を離して間違ふといろんな支障が出るということもあろうかと思っております。しかしながら、町民が「このまちづくりに参加したい」と思われるような対応をしていくということが、まず、今菊池町長が言っている協働のまちづくりについては大事ではないかと思うわけですが。そういう意味からして、例えば議員だとか、町長に対して挨拶を省いたとしても、町民に対するだけはきち

っとしてほしいと私はそう思います。私どもにお茶を出さなくても結構です。町民に向かってきちっとした時間をとってほしいというふうに思うわけであります。それがまさにまちづくりの原点になると、出発点だろうと。職員と町民の距離をいかに近くするのか、近付けるのかと。その辺も意識をきちっと持ってもらうということが、これからのまちづくりについては極めて重要なポイントになるのではないかとというふうに思うわけであります。そういう意味で、それらについての考え方をお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 昨日、一般質問でありましたたらい回しの状況につきまして、早速課長たちが私のところに来てご報告をいただきました。

気付かなかった点、気付いた時点から直ちに直していくというのが、私はこれからの姿勢だと思えますし、私もお詫びを申し上げましたとおり、町民と同じ高さの目線で仕事をしていくということを私が筆頭に肝に銘じ、職員とともに難局を乗り越えていきたいということでございますので、どうぞある意味では激励とあるいは励まし、がんばっている職員たちでございますので、まだまだ不足の面はあるかもしれませんが、先ほども言いましたように、1人職員当たりの住民数等々含めて、この間の災害につきましても、懸命に走り続けている職員たちでございますので、その点もご理解いただきながら一緒に困難を乗り越える、そういう意味での励ましと、あるいはときにはお叱りもかまわないと思えますけれども、ともにこの町をつくっていくという基本的なことをご理解いただきたいと思えますので、答弁に代えさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 3番、上原君。

3番（上原豊茂君） そういう意味では、その都度その都度きちっと修正をしていくということが、これから「職員が変わったな」「町が変わったな」「役場が変わったな」という感じを受けたもらえる原点かと思えます。

そういうことも含めて、まさにいろんな立場の人が庁舎の中に来るわけでありますけれども、少なくとも挨拶はしてほしいと思えますし、声を出さなくても会釈だけでも十分かと思えますけれども、そういうつながりの中で、さらにそれぞれの距離が詰まっていくのではないかとというふうに考えるところであります。

まさに、町長が執行方針の中でうたっておりますように、役場はサービス業だというふうに示しております。私もこの選挙に入る前の幸楽会の討論会の中で意見を言わしていただく中で、まさに職員は営業マンであってサービスマンでなければならないだろうという言い方をさせていただきました。町民に向かって自分がどうあるべきなのか、仕事をさせていただいているという気持ちで、ぜひ町民と距離を詰めていただく、もちろんそういうつながりの中で、ときとして町民に厳しい発言をしても私は許されるとき来だろうと。その許されるときが来るようなまちづくり、役場づくりをしていただきたいというふうに思います。ぜひ、その努力を願っているところであります。

次の質問内容に入りたいと思えます。非常に時間が詰まっておりますけれども、2点目の子どもを取り巻く環境変化の行政対応についてであります。

子どもの取り巻く環境は、教育基本法をはじめとした法改正、さらには子どもたちの生活環境においても大きく様変わりをしてあります。その状況はあまりにも早く、人の一生50年、100年というふうに認識する中では、その先を見通すことができない。50年、

100年を見通すことができない状況にある。子どもたちの育ちの環境というのは、その子どもたちの一生を大きく左右するというふうに認識しているところであります。

そういう意味では、教育の方針、これは極めて安定したものであるべきだというふうに思うわけであります。

町の将来、日本の将来を託す子どもたちが穏やかに、かつ健やかに育つ環境づくりに私たちは努力しなければならないというふうに思っております。

このような思いから基本的課題について、その実態の確認と対策について、教育長の所見を伺いたいと思います。

1点目は、児童・生徒の教育をはじめとした現代的課題と施策についてであります。

また、2点目は、義務教育における基礎的修得学習内容についてであります。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま、子どもを取り巻く環境の変化への行政対応について、2点にわたってお尋ねのありましたことにつきましてお答えをさせていただきます。

1点目のお尋ねであります。少子高齢化、核家族化の進行や情報化の進展など、社会の急激な変化や家庭の教育力の低下などにより、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、子どもたちが心豊かにたくましく生きていくことのできる人材の育成が求められているところでございます。

しかし、子どもたちのまわりには物や情報が溢れ、心に不安や悩みを抱えた児童生徒の不登校やいじめなどの問題行動等が大きな課題となっております。これらの要因としましては、様々なことが考えられますが、子どもたちの生活体験の減少やコミュニケーション不足による人間関係の希薄化、さらにはインターネットなどの影響もあるものと考えております。このため、子どもたちの悩みや不安をしっかりと受け止めていくことのできる、信頼され・頼りにされる学校づくりや地域ぐるみで子どもたちを守り育てる取り組み、各種相談体制の充実などを、さらにいじめなどにつきましては、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、早期発見・早期対応に努めるとともに、教職員が一丸となって対応をしていくことが必要であると考えております。

また、近年、コンピュータや携帯電話のインターネットによる事件・事故も急増していることから、学校での適切な指導とともに、保護者においても正しい知識を身に付けて指導することが必要であり、先日も保護者の皆さんにインターネットに関する周知文を配付させていただいたところでございます。

次に、2点目のお尋ねであります。子どもたちがこれからの厳しい社会をしっかりと生きていくためには「生きる力」、たくましい子どもの育成が強く求められております。そのため、児童生徒の実態に応じた特色ある教育活動を展開し、基礎・基本の確実な定着を図り、確かな学力の向上に努め、さらに「生きる力」の核となる豊かな心を育む教育活動の展開を図っていかねばなりません。特に、豊かな心を育むためには、学校はもとより、家庭においても子どもたちが生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識や倫理観をしっかりと身に付けさせ、優しさと勇気を持ち、健康な体で明るく元気に成長できる環境づくりに努めていくことが重要であると考えております。また、学校では、家庭や地域と連携を図りながら道徳の時間はもとより、学校教育活動全体で発達段階

に応じた道徳教育の実施や好ましい人間関係を築けるようコミュニケーション能力の充実に向けた取り組みなども必要であると考えております。

いずれにいたしましても、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えていける環境づくりに向けて、学校・家庭・地域社会・関係機関団体等がそれぞれの役割を見つめ直し、互いに連携を図りながら教育力を高め、町全体で子どもたちを守り育てていくことが何よりも大切なことであると考えておりますのでご理解願います。

また合わせて、この6月20日に成立しました「教育改正関連三法案」や教育再生会議の動向など、教育改革が非常に早いスピードで進められようとしています。これら国・道等の動きにも注視しながら、本町の実態に応じた着実な教育活動を進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご指導等いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 3番、上原君。

3番（上原豊茂君） まさに、スピーディーな行政変化と環境変化というものが、子どもたちにいろんな影響を与えているという認識では、共通しているのかというふうに思います。

まず、ここに新聞の記事がありますけれども、今企業がエリート養成ということで動き出していると。教育の現場に入り込もうとしているということが書かれております。いろんな形で教育の効率に関わる変化がいろんなところに影響を与えてきているというのも実態であります。そういうことが、現場の混乱が子どもたちに様々な影響を与えるということも、これからさらに大きくなるだろうというふうに感じるところであります。そういう意味では、これら新聞記事にもございますけれども、教育免許の切替研修の関係があります。これらについてはおそらく教職員離れというのが起きるだろうということも指摘されてございます。いわゆる、素晴らしい力のある教員がいなくなるということだと思っておりますけれども、これらについてもしっかりとした動きを先ほど教育長からお話ありましたように、見つめながらうちの町の教育体制というものを守っていただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、先ほど私の質問に対して、地域・家庭・学校、それぞれが協力し合って、問題解決に取り組む必要性があるというふうに答えられました。

私も、学校に一定の解決策を求めても、今の社会的な変化、子どもたちの育ちの環境変化というものを考えると、まず無理だろうと思います。教育現場の担当、いわゆる教師たちにとっては、先ほども申し上げましたように、自分の身の回りのことも含めて非常に混乱の状況にあると。そういう意味では、いかに家庭・保護者・社会が、地域がサポートしなければならないのかということが求められているというふうに感じておりますけれども、そういう意味では行政がしっかりとその辺の核になっていくと、そういう必要性があるのではないかと。例えば情報が極めて過剰だと、選択する能力に欠ける子どもたちにとって、どんどん耳、目、五感に飛び込んでくる情報、それらをどのようにしてコントロールしていくのか。

まさに、これは先ほど言いましたように、地域ですとか、家庭が、保護者が、どういふふうになるのかということが大きいかと思っておりますけれども、この辺についての施策を持っておられるとすれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、今回の教育改革関連法案を含めたこれらの改革につきましては、現実的な問題を行政としてどうとらえていくか。これにつきましては正直申し上げまして、あまりにも国の動きが早すぎて、教育現場も、私どもも様々な戸惑いを感じているところでございますけれども、結論から言えば、中教審の答申を受けて国が待ったなしで教育改革を進めようとしているところであり、この現実をきっちり受け止めることと、現在また教育再生会議で審議されている報告なども含め、日頃より国・道等の動向を見極めながら学校共々必要な対応等に向けていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それで、まだ現在具体的なものが示されない段階でございますので、コメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、一連の国・道等の動き等を十分見極めながら、次代を担う子どもたちのために学校・家庭・地域・社会、そして、関係機関団体とが一丸となって、いろいろな行政教育改革に向かっていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 3番、上原君。

3番（上原豊茂君） 様々な問題が、先が見えない状況の中で起きてきているということも実態だと思っております。

例えば、子どもたちの今日の前にある問題点として、例えば親たちは携帯を持たすことで子どもの安全を図ろうとしたり、子どもとの連絡を取れるという便利さを追求していく。しかし、先ほど教育長からもありましたように、そのことによる様々な課題、問題点もはっきりしてきているわけでありまして。そういう意味では、その便利さの裏側、課題というものもきちっと子どもたちも含めて伝えていくべきではないかと。

当然、社会的には今の流れを組んで携帯をどんどん広めるという方向性でありますけれども、それらについてある程度規制をかけるとすれば、当然子どもたちに対する不安、弱者を標的とした凶悪犯罪等々が多発しているわけですから、それらに対していかに子どもたちを守る対策を取れるかというのを自治体として打ち出していく必要があるというふうに思うわけでありまして。

また、人と人との関わりの重要さ、大切さというものをきちっと子どもたちに伝える必要もあろうかと思っております。

時間がないので、さらにその義務教育における基礎的習得学習内容についての関係でありますけれども、たまたま中学を卒業した子どもたちと関わっているある教師の話であります。非常に最近の子どもたちは、就職に向けて「さあ、どうする」と言ったときに、その履歴書を書くのに何日もかかる。また、その自分の意思を伝える言葉、相手とのコミュニケーションの取り方が非常に下手だと、そういう問題が如実に表れているというふうに言われました。

そういう意味では、義務教育の段階で何までを、どこだけはきちっと伝えと、教える、習得してもらおうということを明確にしていくということが必要だと思うわけでありまして。例えば、今回も法改正によって指導要領が近々に変わるというふうに伝えられておりますけれども、指導要領の中の一つの方向をきちっと見据えていくということも大事でありますけれども、それらも含めてここだけは絶対にうちの町の子どもたちには伝えていくのだ

というところをしっかりと親たちも、行政も、先生たちも、認識していくということが必要かと思えますけども、その辺についての対応策があればお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 持ち時間の関係がありますので、簡単な答えなると思えますけれども、その辺も含めて答弁していただきたいと。

教育長。

教育長（小野 茂君） 様々なご指摘のとおり、問題が簡単に解決できる問題ばかりではございません。

ただ、言えることは、社会人として児童生徒が基本的な資質を身に付けると言いますか、身に付けることができるような、そんな教育を推進していかなければならない。要するに、社会に出て通じると言いますか、自立していける人づくりを我々としては重点的に考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 3番、上原君。

3番（上原豊茂君） 非常に言い足りなかったかと思えますけれども、私の時間の使い方のみずさであります。その点については、失礼をお詫びいたします。

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで10分間休憩をいたしたいと思えます。午前11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を続けます。

次は9番、川村進君の発言を許します。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） まず、はじめに、22日、23日の降雹による被害、また大雨による被害を受けられました農家の皆様方にお見舞いを申し上げます。

なお、休日返上で末広地区の清掃にあられた町職員の皆様には感謝の意を表したいと思えます。

私は、町政執行方針についてお伺いしますが、まず、一般質問通告書の5段目、このところの季節労働者の雇用についてのところを棒を引いていただいて、9段目の本町で働いているパート従業員のところに線を引いていただいて、ここがつながりが悪いので非常に恥ずかしいことですが、不慣れなものでお許しをいただいて、まず線を引いていただきたいと思えます。

それでは、よろしければ質問に入らせていただきます。

町政執行方針について、お伺いします。

はじめに、町の活性化と雇用の創出について、町長のマニフェストで「雇用の創出に向けた緊急政策を実施する」ということになっていりましたが、今回、町政執行方針で表現されていません。これはどうしてでしょうか。まず、お伺いします。

また、町長の一挙手一投足には、町民の期待があります。それはヒシヒシと私の肌に伝わってくるのですが、町長はどのように伝わっているか、この件についてお伺いし、そして、季節労働者の雇用について、また、本町で働いているパート従業員の雇用について、どのように感じているかをお伺いします。

それでは2点目、福祉行政について、まちおこしをしていただきたいということについて、お話をさせていただいて町長にお伺いします。

町長は、福祉という政策について非常に力を入れるというのですが、訓子府町を「福祉の町」という宣言をしてはいかがでしょうかと。

それで、2番目に和牛オーナー制度のことについて、そして、訓子府町の乳牛の問題について考えてご返答をいただきたいと。それで、これについては障がい者の雇用対策の一環としてお伺いします。

3番目に、教育長に訓子府高校存続手段として、介護犬並びに盲導犬の訓練を入れて、結び付けて、その種の学科をつくってということでお伺いします。

ちょっと不慣れなもので分かりにくかったかと思いますが、町の活性化と雇用の創出について、町長のマニフェストについて、まずお答えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 町政執行方針につきまして、ご質問をいただきました。

私は立候補にあたりまして、元気の出るマニフェストということで、9項目のお約束を町民の皆様させていただきました。

ご存知のとおり、マニフェストにつきましては、かつては国会議員が対象でございましたけれども、この春からは市町村長の選挙においても、それぞれマニフェストを出すということが法律的に許可をされたことでございますので、しかし、中身的には非常にまだ不十分ということもございましたから、予算の関係や事業手法の関係でも明確にできませんでしたが、少なくとも私はこの9点については可能な限り、4年間の間に実施していきたいという思いで書かせていただきました。

その8番目に、農業商工業、自営業など、すべての産業について、実態調査を行ったうえで、消費者も参加する地域経済懇話会を開いて、地域経済活性化や雇用創出に向けた緊急政策を実施しますという、こういうお約束をさせていただきました。

議員のご指摘のとおり、町の活性化と雇用の創出についてでございますけれども、まずは産業全体についての実態の把握をさせていただきたい。あとで、また再質問のときにお答えさせていただきましても、極めてパート労働や雇用の不安定な方の把握というのは、現在の町政においては、今までは具体的になかなかつかめなかったという状況でございます。ですから、その点では雇用形態も含めて、可能な限り実態を把握していきたいと。その上で、各界からのマニフェストも書きましたように、ご意見をいただきながら地域の活性化や雇用の創出に向けた取り組みを急ぎ進めていきたいというのが、私の考え方でございます。

また、季節労働者対策につきましては、ご存知のとおり、本年度から冬期技能講習が廃止となりまして、雇用環境は大変厳しさを増していることは議員もご承知のとおりでございます。私も、冬期間雇用対策として、予算説明のときにも担当課長から申し上げましたように、当面はとりあえず町有林の管理業務に本年度から計画的に季節労働者の方に委託

しながら、少しでも雇用の機会の拡充に進めていきたい。

また、町の委託業務の中で、従来企業やあるいは団体等にお願いしたことで、季節労働者の方に仕事を委託することができないかということも含めて、検討を今担当課長に指示し始めているところでございますので、そんなことを含めて、働く機会の拡大や充実に何とか早く着手できるように、今事務を取り掛かったところでございます。

とりわけパート従業員の問題につきましては、特にそれぞれ生計を立てられている方につきましては、臨時議会や昨日の一般質問の国保税に関してでも、私どもも申し上げましたように大変な状況だということ。所得が二極化してきているという町内の状況は、全く事実でございます。今後、それらの実態がどうなっているのか、あるいはこれらについても、商工会、商店街協同組合、さらには法人会などの助言も受けながら町といたしましても、安定した雇用について、ある意味では雇用主にお願いもしていかなければならないというところでございます。

2点目の訓子府町を「福祉の町」として宣言してはどうかとお尋ねでございます。

これにつきましても、私自身も調査をさせていただきました。道内においては、それぞれの町が様々な宣言をいたしております。例えばうちの町ですと、「交通安全宣言の町」等を含めていくと数百の宣言を行っているところでございますけれども、私自身も議員のおっしゃるとおり、福祉に対する意識の高まりというのは、非常に期待もしていますし、必要な状況だというふうに認識しておりますけれども、いずれにいたしましても、宣言自身はさらにさらに住民の皆様の意識の高まりと、様々な活動の中でこうした宣言というのは実現していくものではないのかと。様々な福祉活動やボランティア活動の広がりを町民の皆様とともに、協働の活動の中で世論の形成と実態をつくりながら、将来的に福祉宣言の町を何とかできるような状況に、将来は考えていきたいということが一つの考え方でございます。

障がい者雇用の一環としての和牛オーナー制度につきましても、現時点では町として即座に取り組むという考え方には立っておりません。いずれにいたしましても、ハンデを持たれた方々の国際障害者年において、完全なる平等と参加とうたったあの精神に基づいて、ハンデを持った方々が結婚や仕事、就職等においても、参加できる状況をわが町も努力していかないとならないというのは、議員の求めているところと考え方は全く同じでございます。

今後、努力しながら、今まで以上に福祉の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 続きまして、3点目の訓子府高校存続手段として、盲導犬、介護犬の訓練を結び付け、その種の学科設置についてのお尋ねにつきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

北海道教育委員会では、社会の変化や生徒の進路指導の多様化、また中学校卒業生等の大幅な減少など、高校を取り巻く環境が著しく変化する中で、高校教育の一層の充実に向けた基本的な考え方と施策を示した「新たな高校教育に関する指針」を昨年8月に公表し、さらにこの指針に基づき、生徒の多様な個性、進路動向などに対応した学校・学科の配置や適正化を図るために、平成20年度から平成22年度までの高校配置と平成23年度か

ら平成26年度までの見通しを示した「公立高等学校配置計画案」が、この6月5日に示され、その概要と訓子府高校を取り巻く諸情勢につきましては、先般ご報告を申し上げたところでございます。幸いにも訓子府高校につきましては、学級減、再編整備等の計画には盛り込まれませんでした。この配置計画につきましては、毎年度ローリング方式で見直されることとなっており、特に訓子府高校が含まれる網走中学区では、平成21年春の中卒者数が前年度対134名の減、内北見市内で162名の大幅な減が見込まれているという中で、来年度以降の入学生徒の確保が非常に重要であると改めて認識しているところでございます。

このような中で、学校を中心にPTA及び全町的な高校支援組織であります「北海道訓子府高等学校教育振興会議」、さらには議員の皆様のご理解を賜りながら、関係機関・団体等が一体となって訓子府高校の存続・振興に取り組んでおり、特に平成18年度卒業生につきましては、進路決定率100%を達成するなど、生徒の進路実現が可能な学校としての信頼も高まってきているところでございます。

しかし、先ほども申し上げましたが、網走中学区における中卒者数が大きく減少するという厳しい現実もあり、今後さらに存続・振興に向けて取り組みを強化していかなければならない中で、今回、普通科からの学科転換について、ご提言をいただいたところでありますが、転換後の学科が高校教育としてふさわしいものか、生徒の進路希望に合うものか、また普通科志向等が高く、また中卒者数が減少している中で定員数が確保できるのか、専門的な技術・知識、資格を有する指導体制を整えることができるのかなどといった数多くの課題等を整理する必要があるものと考えております。

川村議員のご提言につきましては、今後、高校の存続・振興に向けた取り組みを進めていく中で学校、北海道訓子府高等学校教育振興会議、さらには設置者である北海道教育委員会など、関係団体・関係機関等とも協議をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 9番、川村君。

9番（川村 進君） ただいまの町長の答弁では、この緊急政策という意味、これがよく私には理解できません。と言いますのは、この緊急政策という意味は、町民にどれほどの希望を与えたか、夢を与えたかということにおいては、これは多大な責任があると思います。町政が菊池町政になるということで、町民がどれほど喜び、新しい訓子府町が生まれるという、これは絶大なるものを持って還元されて生まれた菊池町政です。そのときに、この緊急町政というものより先に基本何々が平成20年に、何々が平成20年という言い方は、これは私は町長がやらなければならないものは、緊急という意味において町民がどのように解釈したか、この責任は絶対重いと思います。ですから、これは何にも増して一番先に解決していただかなければいけない問題だと思います。いかがですか、これについて。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、私のマニフェストの緊急政策のことでは、まさに緊急ではないのかと。私自身も全くそのとおりだと認識しております。

しかし、実態として、今までの行政の状況の中では、雇用の不安定で、そういう本当に今何人の方がどんな状況なのかという実態をつかんでいなかったというのは本当のところ

でございます。

私は、この問題については、早速ハローワークにまず一つは問い合わせをさせていただきました。町内で仕事のない方で、公共職業安定所に来られている方の数は何人なのかと。残念ながら、私が問い合わせときには、町村ごとのはとらえていませんということでございました。季節労働者の方については、平成17年度で301人です。平成18年度で242名でございます。

そして、国の行っている国勢調査の数で、これも私は調べて今見ていますけれども、総数で臨時雇いと言われている人です。臨時雇いと言われている人が、これは農業や林業やすべての雇用形態が季節的な不安定な状況の人たちの数が611人であります。これは農家出面の方も含めての数だというふうにとらえてございます。その生活実態が昨日の国保の所得ランクを申しますと二極化してきているということと結合させていきますと、非常に厳しい状態であるというのは事実であります。

私は、もう1点、雇用関係の関係では、非常に歴史もありますし実質的に動いておりまず季節労働者の勤労者厚生企業組合に、この状況も確認をさせていただきました。実際に、今登録しているのは12人。冬期間になって42人でございます。すでに議員ご存知のとおりでございますけれども、冬期技能講習によって、従来12日間の講習会を受けていた人、さらに委託の講習の資格を取った人で8万8,000円の収入がありました。それが平成19年度から0円になるわけです。

さらに、雇用保険の関係で言いますと、6ヵ月働いた人が月額賃金が50日分の雇用給付が40日分になるという状況でございますから、極めて私は厳しい状況ですし急がなければならない。

さらに、高齢者勤労センターで、これも町の一定の補助をしていますけれども、46名の方が登録をされていて、1年間におよそ2,600万円の収入を得ています。さらに、その実際に払われるお金が賃金として1,000何某とかという賃金が出ておりますけれども、実態としては年齢的には60代半ば以降の平均的な状況だということが私は就任して1ヵ月の間であちこちに問い合わせをしていて、今わかってきたことでございます。

一方で雇用の状態でございます。非常に厳しい状況。例えば、会社を企業を誘致するという状況が非常に厳しい。当面今できることは何なのかと。それは、差し当たって今回のこの6月定例会の補正予算にも出しましたけれども、冬期間の提案したぐらいでございますから、まず私どもが身近でできるという雇用の創出点でいきますと、さらに具体的に契約の内容を含めて、そうした雇用の機会をつくっていくということが一つでございます。

さらには、これから企業の方にもお願いをしながら、何とか地元企業に安定した雇用を確保できるような状況をつくっていくと。緊急の状況でないかと思っておりますので、決して手を抜いているわけでもございませんし、しかし、これをこの程度で川村議員のご指摘のとおり、私自身の町政執行方針の中ではとてもとてもまだまだ照会できるような状況ではございませんので、あらためて私どもに対する議員のご指摘のとおり、緊急の課題だということで私も認識しておりますし、努力をさせていただきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 9番、川村君。

9番（川村 進君） わかります。

しかし、一時しのぎ的なそのようなものでは絶対に訓子府町はやっていけないと思います。

雇用の創出というのが、いかに重要な意味を持つかということは、人口を増やすのです。そうして人口が増えるということは、消費が増えます。消費が増えて、いろいろなところに活性化が起き上がるということは、これは町税が増収できるということなのです。ですから、町政の一番の根本は町税がいかに増えるかということだと思います。

ところが、今回の町長の執行方針には、予算はとにかく金がない、財源がないしか言いません。町が、いろいろなところから何とかしてお金を作り出すということは、一つも入っていません。何がやりたい、何をやります。これは、私はこの緊急政策を一番前に出してもらって、これをなんとかやっていたらなければ訓子府町は成り立たないと思います。そして、訓子府の町民はとにかく新しい町政、菊池町政ができたということで、先ほどらい申していますが希望に満ち溢れたものだったのです。これは、私ははっきりと言い切ります。ですから、これを緊急でなく、今のお話ですと、速やかにやる、ぼちぼちやるという、そういうようなことにしか聞こえてきません。私はどうしても納得いきません。

これは、今雇用の創出というのは、この訓子府近郊だけではありません。本州企業もあればいろいろあります。町のいろいろな係の方は、これについてどのように考えて、そして、どのように対処してきたか、これが一番の問題なのです。

青森県なんか出稼ぎの町ですから、どこもきちっとした出稼ぎ労働者には、出稼ぎ用の国民健康保険が与えられます。それで、町とハローワークが提携して、きちっとした出稼手帳が与えられます。そして、正月には町の町長名でその出稼ぎ者にきちっとした年賀状が届きます。「体に気をつけてがんばってください」という。そういうふうにして、町が働いてもらうことによって町税がどれだけ増えるか、町税を増やすということを目指して、他町村ではがんばっています。

これは、訓子府町においても、ぜひやってもらわなかったらどうにもならない問題です。何にも増して、「私は大きな声を出すな、大きな声を出すな」と言われていますけれども、声を大にして訴えなければならぬのは、とにかく活性化と雇用、そして、人口増やす、人口増えることによる消費、そして、人口が増えるということによって町税が増えるということ、これ簡単でいいです。もう時間がないですから簡単でいいです。重ねてお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 北海道の180の自治体が、この雇用の問題にどれほど苦しんでいるかということは、川村議員もご存知のとおりだと思います。過去の自治体のリーダーもそのとおりであります。

そして、三ちゃん農業やあるいは出稼ぎ農業で、それで力としてきた青森県やあるいは青森県の自治体がそうした施策を持っていることも事実でございます。これは、だからこそ一過性のものでなくて、状況を適確に把握しながら雇用対策を可能な限り早く打ち出していかねばならないというのは、考え方は全く同じであります。

今までは、私は何もしなかったとは申しませんが、少なくとも私はその姿勢を持ちながら、日々これからも努力していきますし、何とか訓子府に多くの方が住んでいただけるような状況をつくっていきたくと。共に力を貸していただきたいと思っておりますし、町長

一人ではできることではありません。議員さんたちの力も借りなければなりませんし、商工会をはじめとする商店街の皆様も力の借りなければ、これは実現できない問題ですので、その先頭に立つことにつきましては、いささか申してするものでございませぬので、ぜひ私ももちろんでございますけど、職員あげて議員共々努力してまいりますのでよろしくお力添えをお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 9番、川村君。

9番（川村 進君） それでは、同じことを言っているも致し方ありません。とにかくがんばってもらいたいと思います。

それでは、あとパートの方の身分についてちょっとお尋ねしたいと思います。

今、訓子府町がこの庁舎の清掃とか、ありとあらゆる学校とか、いろいろなところで教育委員会が発注したものであるとか、いろいろなところで働いている方がいます。

しかし、不思議なのはこの方たちの身分は簡単に時間を削られたり、労賃が削られているというこういう問題なのです。

町が発注して、パートで働く、清掃に従事する方たちが、簡単に切られてみたり、賃金が下がってみたり、それで本町の臨時で働いている町職員の補助をやっていられる臨時職員という方の給与も、何か聞きますと2通りあると聞いています。

と言うことは、今回私が「ボーナスをもらおう」と言っているいろいろ喜びました。そうしたときに、その方たちを知る人が「いや、何か6月は10日分しか当たらない臨時職員がいるらしいぞ」と、それで日給で5600円という。「まさか、臨時職員にそんな差がないだろう」と言いましたところが、「いや、間違いなくある」と「調べてくれ」と言われました。

臨時職員がそのようなことをされると言うことは、パートの職員が時間を切られてみたり、いろいろされるのは不思議がないのではないかなと思います。ですから、とにかく町長、今回町が発注しているすべての業務に就かれている、この婦女子の方々がどのような状態からよくお調べいただいて、きちっとした待遇をお願いしたいと思います。いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 臨時職員の身分につきましては、るる形態がございませぬ。

これは、やりだしますとまた時間がかかりますから、議員のご指摘のように、どのような状況なのかということをおためて私自身が再確認をしながら、今そういう状況が生活に困窮に落ちるようなことのないような姿勢を持っていきたい。

さらには、委託契約をしていることの、簡単に切られるというご指摘もございました。確かに、財政緊縮の中で詰めるところは詰める。そして、職員のやるべきことは職員が自らやるのだという状況の中で、非常に過去の行政の中で苦しい苦渋の選択をしながら、こういう状況になっているのではないかと私自身は考えるところでございませぬけれども、私は政策の中で指定管理者制度や委託につきましては、立場の弱い人たちの生活が困るようなことはしませぬという約束をしました。これも私の政策でございませぬので、この辺はさらに具体的に検討させていただきながら、今後の対応をしてみたいと思いますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 9番、川村君。

9番（川村 進君） それでは、質問の2番目、福祉行政による町おこしについてお伺

いしたいと思います。

町長は福祉政策にものすごく力を入れて、今回は福祉福祉で来ています。私は、「福祉より先に金をつかって、福祉に使う金を先につくりなさい」と、今回も言っております。

それで、今回は「福祉の町」の宣言をお願いしたいという、そして、この「福祉の町」の宣言というのは、町長がいろいろお考えになっていること。そして、先ほどそれにはいろいろ順番があって、時間をかけて、いろいろやってから宣言をしたいということですが、これは「福祉の町」を宣言してからいろいろなことをやるという、そういうやり方もあるのではないだろうかと思いますが、いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 手法の問題ですから、議員ご指摘のとおり、そのとおりでございます。

今、手元に資料がございますから、道内で言いますと、宣言数で言うと652自治体が道内で宣言をしてございます。その宣言の中身ですけれども、福祉関係は健康福祉というのが26、180の内の26です。防犯暴力追放が197、交通安全142、平和非核、核武装反対のことです。86、納税43、スポーツ宣言31、健全、青少年健全が25等々を含めて、そういう数でございますから、福祉健康問題でいきますと26の自治体でございます。それは、様々な表現、「健康の町」宣言、「健康と福祉の町」宣言等々がございます。

私は宣言をあげて、町民が一つになってやるということについては、何も否定するものではございませんけれども、行政主導で今やるのが本当に良いかという気持ちであります。

昨年5月に、長野県と宮崎県を集中的に私的に歩いてまいりました。例えば、これは私どもで人口が同じな長野県の豊丘村という村ですけれども、人口は私の町よりも多い。そこでは、りんごのオーナー制度の問題が出ています。先ほどの牛乳のオーナーの話と含めていきます。さらには、長野県は大変福祉のPPK政策というのを取っておりまして、人間誰しもぴんぴんころりと死にたいのをどう実現するかということでございました。そういうオーナー制度や宣言というのは、大変活発にやっているところですが、しかし、それは町民の環境の情勢の上に立って、行政が支援していくというスタンスを取っておりますし、私も協同組合によるその福祉、いろんな取り組みとか、住民のサークル取り組みとか、いろんなことがありますので、まずはそういう醸成を喚起していくと、醸成というのは世の中の動きではなくて、喚起するということを共にやっていくということをまず先にすべきではないのかというのが私の考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 9番、川村君。

9番（川村 進君） わかりました。

あとからやってもらうのでも結構です。とにかく、急ぎ準備をするなりいろいろやっていただきたい。

それで、今りんごのオーナー制度というのがありましたが、この和牛オーナー制度について、北海道もやっていたと思いますが、これもやはり長野県でやっています。とにかく、牛の子っこというのです。それを揃えて、それに投資していただいて、いろいろ費用を差し引いたものをそのオーナーにお返しする、配当を付けてお返しするという方法なのです。

が、これに私は障がい者の雇用を付けたいということを言っています。

そして、このときに調査費を付けて、私たち仲間がおりましていろいろ話をしまして、「とにかく、やると言うからには簡単なことではできないぞ」と。しかし、今町の財政が苦しい、財政が苦しいというときに、調査費を付けてどうのというのは難しいかもしれないけれども、「福祉の町」の宣言をして、身体障がい者の雇用を第一の前面に押し出そうと。そうして、身体障がい者の雇用を押し出して、そこに道からの派遣職員をいただきましょうと。そうして、一緒にそこに健常者と言われる体の立派な何でもできるお年寄りでも、婦女子でも、その方と一緒に働いていただいて、そうして今の町で遊休になっている公営住宅に住んでいただいて、この公営住宅に住んでいただくということを考えまして、何せ訓子府町は人口を減らしてはいけない、人口を増やそうと、活性化をしなければいけないと。その原点はそれであろうということで、私たちは2、3人で考えて、これを今回質問事項にしたわけです。

そして、このときにいろいろ応援をお願いしたいいろいろな方に、現在、訓子府町の部落農家が子牛の牝が出ないと、50%以下であるという話が出まして、50%ではもう採算割れだと。何とかして、それ以上のものを何とか考えなければいけないというときに、ホクレンの担当者のところに行きましていろいろ聞きましたら、現在、精子が立派なものができて、70%から90%牝が出るという精子があると。これは十勝清水町というところに、ホクレンがすべて牧場関係、そういう牛というものは集約してしまったので、訓子府ではその精子をそこから取る、そうして受精をさせなければいけないという、そういう仕組みだそうです。それを酪農家の若い方たちは、「何とか訓子府町でみんなで力を合わせてやれないだろうか」と、「訓子府町は、何とか考えてくれないだろうか」という。そして、そこで牝が70から90%を出たら廃牛と言いまして、もう牛が新しいのが入ってくるから、古い乳量が下がって受胎が遅くなるものはどんどんどんどん出ていきます。それを廃牛と言うそうですが、それが進めばそれに今度は和牛の受精卵を受精させる。子宮に引っ付いてうまく妊娠をするかどうかというのは、これは実験段階ということです。

そのときに、従業員が身体に障がいを持たれる方、そうして道の職員を派遣していただく、指導員という形で、そして、今訓子府でいう雇用がない、働きたいけれども働くところがないという方たちとの組み合わせ、そして、やりたいという考えで今4月に牛屋さんの若い人たちと名前が悪いからあまり言いません。訓子府町の活性化を考える会という、そういうような小さな会をまだ法人化もしていないし、何もしていませんけれどもあります。そのあと考えて、いろいろやっています。それで、何とかここで町長には、障がい者雇用というものを考えていただいて、できる限りこれを進めるための調査費を付けていただくとか、いろんなこと考えていただきたくて、今回質問をさせていただいています。いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、住み慣れた訓子府にすべての人が住み続けることができるまちづくりをしたいということを私の願いでもありますし、政策の大事な柱に掲げております。それは、ハンデを持った方々や様々な方々、訓子府を愛し、訓子府に住み続けたいという方が住み続けていけることができるまちづくりというのは、私の思いでございますので、今川村議員がおっしゃったように、和牛の生産や受精がイコール障がい者の雇用に

どういう形で連なっていくのか、私はがんばりどころとしては、大変生意気な言い方をさせてもらいますと、中心になっている、がんばっている方々が、さらに実績と輪を広げていただきたいですし、また、ある意味では情報を提供していただきたい。その上で、行政が今何をなすべきなのかということの選択を可能な限りさせていただきたいと。

現在、きらきら本舗という団体が、NPO法人がハンデを持った人たちの作業所、2カ所で実施しているという状況でございますし、これは北海道の力を借りて、私どもも補助金等に対応してございますけども、しかし、そこで通所されている方たちの将来、当然考えていかなければならないと。その一つに、議員提案のことも含めて、私はより現実的に参考人あるいはまた話し合いや検討の中に入っていきたいと思っておりますので、「今すぐこうします」ということは言えませんが、学ばせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長（橋本憲治君） 9番、川村君。

9番（川村 進君） 今の答えで、何とか納得します。

とにかく、訓子府町の元気という、そういう目標に向かって私もお手伝いできればいいと思っています。それで我々の仲間はいろいろいます。金は出さないけど口は出す、金も出さないし口も出さない、その代わり体で働いて返すというようないろいろの仲間がいます。彼らの力を借りて、とにかくがんばって町長にいろいろな資料をお渡ししたり、いろいろしたいと思っています。とにかく、がんばっていただきたいと思います。

それでは、最後になりました。訓子府高校の手段として、盲導犬、介助犬、これに介助犬というのがありますが、2つだけにしましたが、この訓練を結び付けた学科をつくってほしい。

前回、教育長からお話がありましたお医者さんがいなくて実習の場がないから看護師のいろいろな教育を付けた訓子府高校の存続を考えたけれども、道教委からは押し戻されたというお話でした。

でも、私たちは教育については、とにかくよく学び、よく遊べ、そして、これ以外にはなかったように思います。教育の様変わり、私どもは子どももいない、女房もいませんから教育というのがよくわかりません。

それで、訓子府高校の存続に関しては、従来からの本州の紡績工場は、自分の工場に付属の高校を設けて、そして、訓子府この近在から生徒を働きながら普通科の学校の修了証をもらうという、そういう企業が何百もありました。

それに道内では、私の同級生も昭和30年に行きました。当時、富士鉄室蘭という今新日鉄室蘭ですが、富士鉄室蘭に養成校という制度がありまして、そこに入学すると働きながら学んで工業高校の卒業の資格をいただけるのです。そういう制度があって、訓子府高校も当然生き残りは普通科では無理であれば、生き残りにはいろいろ考えなければならぬ。

そのとき、「福祉の町」の宣言を控えて、宣言を何年後にやられるかよくわかりません。町長もがんばってやっていただきたいと思っておりますが、介助犬、介護犬、盲導犬というこの訓練場、これは規模はいくらでも大きいもの小さいものいろいろあるようです。それで盲導犬の場合は、アイバンクと言って、目の銀行のような言い方をして、とにかく全国展開して、何せその学校をつくるということ、全寮制の生徒を集めるということにものす

ごくあちこちから支援があります。

簡単に言えば、日本競馬協会 J R A というので、中央競馬会とか、それから自転車協会、競輪の開催をしているところとか、それから笹川さんという有名な方が会長をやっておられるボート協会と言うのですか、競艇とか、そういうところがものすごく補助金を出しています。これ事実、私の同級生で昔亡くなられた松田鉄蔵の秘書をやっていたものが、「いろいろな補助金は、そういうところが福祉にものすごく力を入れてくれるから、がんばって福祉はやれるはずだぞ」と言ってくれています。

ですから、粘り強く、私は訓子府小学校、訓子府中学校の教育長の先輩です。訓子府中学校、小学校の教えは、よく学び、よく遊べ、粘り強くというこれが教えでした、我々のときは。おそらく、教育長も粘り強くというの、あきらめるなというの聞いています。ですから、今回とにかく粘り強く、あきらめないで、補助を付くところはとにかく探しまくっていただいて、そして、全寮制の何が一つがんばっていただいてやっていただきたいと思います。いかがですか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま、いろいろと励ましのお言葉をいただきましたが、私の先ほども申し上げましたが、教育の基本的な考え方は、やはり自立、生きていく、子どもたちが社会に出て自立していける力をいかに養っていくのかというふうなことに、そこから辺が原点だというふうな考えているところでございます。

また、今お話の中で訓子府高校につきましては、かつては定時制の農業高校農業科で、それこそ全寮制と言いますか、寮を設置してやってきた経過がございます。それで、昭和40年代後半に道立普通科、生徒たちの普通科志向が強いというふうなこともございまして、道立に移管したというふうな歴史的な経過があるかと思っているところでございます。

今の川村議員からいろいろご提言をいただきましたが、いずれにしましても、このご提言につきましては、訓子府高校をいかに存続させていくかというふうなことに結び付けていく考え方だと思いますので、ただ、いずれにしましても、多くのクリアをしななければならない課題等があるかと思えます。そういうようなことで、今現在設置者ではございませぬ道教委とも、先ほども申し上げましたが、積極的な協議等もさせていただきたいというふうな考えておりますので、ご理解をいただければと思っているところです。

議長（橋本憲治君） 9番、川村君。

9番（川村 進君） 時間があまりなくなりましたので、とにかく質問は終わりますけれども、町長にお願いと確認だけして終わらせていただきたいと思います。

町長、とにかく訓子府町の町民が今活性化、これを望んでいます。ですから、急ぎ急いで、そうして菊池町政ここにあるという、それを見せていただきたいと思います。お願いします。

終わります。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたしたいと思えます。午後1時から行いますのでご参集お願いをいたします。

休憩 午後 12時04分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を続けます。

8番、山本朝英君の発言を許します。

8番、山本君。

8番（山本朝英君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問に入りたいと思いますが、川村議員同様に冒頭に先日の大雨と特に雹害の大きく受けられた玉ねぎ地帯、特に特さいの多い地帯というようなこともありまして、町長の報告にもありましたように、今後の対応が大変だということから考えますと、本当に心からこの場を借りてお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告書に基づきまして、一般質問をしたいと思います。

最初に、ここの質問の件名にございますように、道道北見置戸線、日出市街の道路の拡幅事業について、お伺いをしたいと思います。

この事業につきましては、東町の道路が完成後、日出市街に移ると、取り組みたいというような、そういう計画だったと思うのですが、その後、町内会との話し合いとか、あるいは期成会、あるいは町内会の要望等々も含めて、開発局との話し合いも含め現在の状況をお伺いしたいと思います。

それから、 になっておりますけれども、現在、道道北見置戸線の中で、道路整備が一番遅れていると言いますか、昨日の再確認を含めて、上常呂、北見のほうから訓子府に向けて走ってみたのですが、数名の方にそういうことを言われた経過もありましたのですけれども、上常呂も街並みがほぼできまして、これはちょっと一部問題があるところについては中止していますけれども、北見から走ってきますと、訓子府に向いてくるときに日出がとっかかりになります。訓子府の街並みは、素晴らしいです。その町のことは、皆さんそれぞれが「素晴らしい町だね」という言い方をしていますが、それをまた外れていきますと、若富町のほうへ行きますと、ちょっとまだ何となく「あれ？」というような感じをすると、それぞれが思うのですけど、この件については、網走土木現業所等々に特に強い要請をすべきと考えますが、この点について、まず町長の考えを伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 道道北見置戸線の日出市街の道路拡幅についてのご質問をいただきました。

ただいま、道道北見置戸線の拡幅事業に伴いまして、日出の市外地区と若富町の道路整備についてのご質問でございますので、日出市街地の道道整備につきましては、平成17年3月でございますけれども、日出町内会から歩道整備に関する要請書が町に出されまして、町としましても平成16年の大雪で大変苦労した事情が十分理解できますので、同じ平成16年に道路管理を行っている、議員もご照会ございました網走土木現業所に整備要望を行ったところでございます。

日出市街地の整備につきましては、北見市側から道路整備を進めております事業が、ひ

ので団地連絡線、(株)ヒサジマの団地造成地というところで、ご存知だと思いますけども、まで区間を延長するという計画で、平成18年度に事業化されたところでございます。

この計画では、平成18年度に実施設計が行われまして、市街地の歩道幅3.5mの両側を整備する予定で進んでおります。本年度につきましては、用地測量と支障物件の調査を行う予定と聞いております。

また、若富町の道路整備につきましては、平成14年8月に若富町内会から整備要望が出されており、平成14年度から毎年整備要望を行ってきているところですが、現在はまだその着工には至っていないと。引き続き、早期事業化に向けて、関係機関やとりわけ網走土木現業所に要望してまいりたいと。

私自身はご存知のとおり、平成5年から平成13年の春まで道道北見置戸線に関連して市街地整備と拡幅工事に係わってきた人間でございますので、今の予算時期から申しますと、非常に道のほうも若富町のほうについては、厳しい財政状況からなかなか認めていただけないという状況であることは私自身も認識しておりますけども、あらためて先般、網走土木現業所と北見出張所に出向いたところでございますけども、これから事業要望をかなり積極的に進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） この件について、それぞれ日出については日出町内会。特に、前回まで我々の仲間であった小坂議員も一生懸命取り組んでいたという経緯もあります。話を聞いていたところですし、ぜひ、この点は早急に、しかも精力的に道に要請をしなければ、今我々も度々道の関係機関のところに出向くときには、とにかく知事も毎週のように課長のところに「予算を削減しろ」という文書をファックスで流すそうです。道の予算、町長も十分承知かと思っておりますし、厳しいということは道民誰もが承知の上でございますが、やはりこの道道については、一つには町に入ってくるこの中間が置戸も境野も全部もできたという関係ありますし、置戸も勝山向きがちょっと今河川のところやっていますけれども、やはり先日の西山議員の話にあった「訓子府で子どもを育てたい」と、「訓子府に住みたい」ということを考えたときに、やはりそういうことも、経過も含めて大事なことですし、特にこの道の予算の厳しい中ですから、精力的に町長の話術で道なり、支庁なり、しっかりその本当に親しく友達になるぐらい、こまめに通っていただいて、ぜひこの町の姿をしっかりとらせてほしいなど。

今、先日の西山議員の話をしまして、私も昨年、幼稚園の関係でこども園等々のことを質問したときに、やはりこれは川村議員も言っていますが、やはり人口を増やすというのが一つだろう。その一端として、一般質問にちょっと外れますけれども、やはりその子ども園に絡めて、子どもを育てるなら訓子府で育てたいと。そして、北見に通ってもらおうと。そして、人口を増やすということが一番手っ取り早い方法だと思って、昨年一般質問をした経緯もありました。そのためにも、景観とこの町の負担の少ないその道道整備、いち早く取り組む。そして、政治力と町長の話術でぜひ早めた実現に向けて、さらなる努力をいただきたいと思っておりますが、もう一度町長の所見を伺いたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 北海道建設部長につきましては、つい先頃まで網走土木現業所の所長でございましたし、数少ない本庁も部長職の中でも話のできる方でございますし、ま

た、網走土木現業所の所長は北見北斗高校の出身ということで、この間も親しく懇談をさせていただく機会もございました。

追々、事業の必要性とお願いを含めて、積極的に議員のご期待に応えられるように、私自身も精一杯努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらに、先ほどの川村議員の質問を含めて、人口増やすということは、超難度の状況でございますけれども、精一杯努力してまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、山本君。

8番（山本朝英君） それでは、次の社会保険庁の年金記録不備について、お伺いをしたいと思います。

この件につきましては、町の窓口が4、5年になりますか、前から社会保険庁に移ったというようなことで、ここで議論する問題かどうか迷ったのですが、やはり何と云っても町民の大事な年金のことでございますので、大変町民も不安がっているという部分がありますので、あえて質問をさせていただきます。

この年金問題につきましては、今、新聞、テレビなど、マスコミが取り上げて、大きな問題になっております。これだけ長い期間、マスコミ、テレビ等で取り上げられ、次から次といろんな問題が出てきているということについて、それぞれ国民が本当に関心を持っていることだなという感じをしますが、そこで、2002年4月から国民年金保険料の収納事務が、北見社会保険事務所での対応になったということは十分承知でございますし、そういった中で町民の不安解消に、町民に対して啓発等々についてどのように考えているのかということをお伺いしたいと思いますが、新聞報道によりますと、管内市町村ではすべてが年金の記録を保存しているという新聞報道もございました。そこで本町、北見の社会保険庁に移ったときに記録は消却していいような、たぶんそんなことだったかと思えますけれども、新聞報道でそのようにして保存しているのだというようなことなのですが、その保存方法をどのようにしているのかお伺いをしたい。

それから、2)になりますけれども、各市町村では、自治体に照会が相次ぎ、過去の年金記録や転職など、統合時の問題が多いと聞くのですが、この町にそういったことが過去にあったのかどうか、今も現在あるのかどうか、あるいはまたどんな問題が発生しているのか伺いをしたい。

3)に、新聞報道によると、「各自治体が可能となる範囲で住民相談に応じる考えだ」というようなことを新聞等にありました。本町の場合、今後どのようにそのことについて対応していこうとしているのか。あるいは今、対応されている原因についても含めて、お伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 社会保険庁に関わる年金の問題につきましては、安倍内閣をはじめ、政府あげての緊急の事態だということで、政府を中心にしながら早急な対応を今行うということと、一方では安倍内閣自身もボーナスを受け取らないということも含めた責任を感じながら、是正、あるいは改善措置を今取っているところでございます。

年金問題に関連して、3点のご質問をいただきました。

まず、1点目の年金記録の保存方法についてでございますけれども、平成2年以前の分につきましては、「納付記録簿」、あるいは「納付名簿」として、また、平成3年に年金の

電算システムを導入しまして、これら納付記録をすべて電算システムデータとして保存してございます。

また、平成14年に徴収事務関係が社会保険事務所に移管されましたので、平成14年以降の記録は保存しておりません。

次に、2点目の年金に関する照会件数及び内容についてのご質問ですけれども、新聞やテレビで年金問題が大きく報道されるようになってから、窓口並びに電話での照会を含めて、本庁では約20件ほど、内容としましては「現在受給している年金額の確認」、あるいは「納付記録の確認」などが主な内容で問い合わせ等が来てございます。

さらに、3点目の今後の対応でございますけれども、年金問題がこれだけ大きく取り上げられまして、町民の皆様も大きな関心を寄せる一方で、ご自分の納付記録等に非常に不安を持っているというのも状況でございます。

本町としましては、他の市町村と同様に「できる範囲内での対応」をさせていただきますけれども、町が保存している納付記録は国民年金だけでございますので、厚生年金等の被用者年金の加入期間がある方につきましては、社会保険事務所での確認をお願いするところでございます。

また、役場で確認できる納付記録につきましても、あくまでも参考資料としてお使いいただきながら、最終的には社会保険事務所に行っていただくと、問い合わせするということとなります。

社会保険事務所北見出張所の所長と課長が、先般私のところにまいりまして、何とかそういう町民の皆さんの疑問や不安にお答えしたいということで、あとで担当の三好課長からも答えていただきますけれども、訓子府に出向いて直接町民の皆さんと相談に応じるということで来ておりますので、実際には全道16保険庁の事務所がございましてけれども、網走管内は1カ所ということでなかなか時間が取れないという状況もわかりましたけれども、担当しております町民課長のほうから、何とか半日だけでも町民のために時間を割いていただきたいという要望もしたところでございますので、これらも含めてご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、山本君。

8番（山本朝英君） この年金問題、今日の新聞等にも出ておりました。

これは我々でも、数年前から社会保険庁を民間に、あるいは解体しなければ大問題になるというようなことを聞いたことがありました。

新聞によると、社保庁の労使の中に100の裏協定をしている。これは大臣が言おうと、資料も出さないというぐらい、すごい堅い労使の協定でありました。それから、いろんな合理化だとか、そのことにも一切手を付けさせないとか、そんなすごい本当に鉄のような労使の中の申し合わせみたいなものがありまして、そのことによる議員も入っていきなかつたというようなことだったそうですが、そういうことから考えますと、今回はずいぶん国も入っておりますし、あるいは保険を掛けられた方には1人残らずちゃんと支払うというような国の方針も決まったようでございますから心配はしていませんけど、ここで町がどうのということではないのですが、ちょっと聞きたいのですが、我々農業の場合は農協から町のほうにたぶん支払っているのだと思うのですが、例えば町が窓口になったときは、あれはいきなり社会保険庁へまっすぐと言うか、そういうお金の動きはどうい

うふうになったのか、参考にちょっとお聞きをしたい。

それから、最近よく大きな金融機関だとか、そういうところがどこか札幌のほうだと思われていますが、そういう機関でそのお手伝いもしますよというようなことで、そういった金融機関もそういう動きをはじめたというようなことから考えますと、やはり町もつい4、5年前まで窓口として取り扱った経過もありますし、さらには町民のことですし、大事な年金のことですから、やはり何らかのそういった町民に対する手助けと言いますか、特に高齢の方のそういう不安を解消するという意味から、そういう社会保険庁のみならず町民の相談の窓口を、あるいはそういう機会をつくってやるべきでないかなと思うのですが、その点についてどのようなお考えを持っていますか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（三好寿一郎君） ただいま年金に関しまして、2点質問をいただきました。

まず、保険料の部分ですけども、平成13年までにつきましては、町におきまして保険料の徴収事務を扱っておりました。

それで、農業者の方々におきましては、組勘からの引き落としですとか、口座からの引き落とし、もちろん自主納付という部分もございましたけども、それらは町のほうに一旦入りまして社会保険事務所のほうにそのお金を渡すという形でございます。

平成14年度以降につきましては、すべて徴収事務につきましては、社会保険事務所の方に移管をしていたしておりますので、すべて社会保険事務所のほうに直接支払うような形になっております。

それから、次に、相談窓口などの関係ですけども、先ほど町長のほうからも答弁の中で話がありましたが、先週22日に北見の社会保険事務所の所長及び年金の担当課長が見えられまして、その中で今回の年金問題に関していろいろとお話をさせていただいたのですが、その中で本町におきまして7月24日に年金の相談窓口を開設したいというお話がございました。当初、午前9時半から午前11時半までの2時間というお話でしたけども、本町におきまして、遠方から来られる方、役場に来るのもなかなか大変だという高齢者の方もいらっしゃるというお話をさせていただきまして、できる限り時間を取っていただき、対応をしていただきたいということで、再度その時間帯の検討をお願いしたところでございます。昨日ですけども、社会保険事務所のほうからご返事がございまして、一応7月24日の午前9時から午後12時まで3時間時間を取っていただくということになっております。

また、社会保険事務所のほうから広報用の広報に折り込むチラシもいただきまして、そのチラシを7月号広報折り込むということで今現在準備を進めさせていただいております。その中に、今回の相談窓口の開設の関係につきましても、掲載してございますのでご覧いただきたいかと思っております。

議長（橋本憲治君） 8番、山本君。

8番（山本朝英君） そこで、お金は今のところどうなのですか、社会保険庁の収納率を上げるために免除を向こうで自動的に免除して、収納率が悪いところは免除者を多くして収納率を上げて、国に申し出たという経過がありました。これは強いて言えば、お金がどこかで、国民は出しているのだけども、向こうでは免除して、そのために今度は収納率が例えば90%になったとか、95%になったとかとちょっとそんな話がありました。そ

ういう関係で、こういう小さな町ですから、まず、そういうことがあったらすぐわかると思いますけれども、町内においてはそういう被害的な問題等々は今のところ全然ないのですか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（三好寿一郎君） ただいまの免除の関係ですけれども、この部分につきまして、社会保険庁のほうの部分での問題というふうに本町でもとらえておりますので、ちょっとその内容につきましては、把握していない部分もございます。

また、本町が徴収事務を扱っていた限りにおきましては、このようなことはなかったということで認識をしております。

議長（橋本憲治君） 8番、山本君。

8番（山本朝英君） この問題は、本人が了解すればいいことなのかなというような感じもしますけれども、実は自分の知っているところでも、本人は会社に給料から天引きされて払っている。会社は上に払ってないというのもあったそうですから、あとから本人が了解して会社も潰れたのだから仕方ないというような了解をしていましたけれども、そういったことから、ほかにもそういうことが町内に起きていないのかなと心配の中で伺ったところです。

そこで、ちょっと戻りますけれども、社会保険庁の7月24日の午前9時から午後12時、この3時間ぐらいのことで町民のそういった相談だとか、そういったことを解決できるような時間、ちょっと少ないのではないかなという感じがするのですが、その点についてどのようにお考えですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほど三好課長から申しあげましたように、私のほうでは午前9時半から午前11時半なんていうのはとんでもないというお話をさせてもらいました。いかに管内1カ所であっても、可能な限りできれば少なくとも1日は取っていただきたいと。私どもの立場とすると、議員おっしゃるとおり、半日もいないなんてことにはならないですよという話をした上で、帰ってから検討させてくださいということできたのが午前9時から午後12時でございます。

前段に出ましたように、社会保険庁の問題につきましては、先般、民主党の国会議員も私のところに2人ほど来られまして、いろんなことをおっしゃっていただきましたけれども、いずれにしても、国の問題でありますし、それから、社保庁自体の体質的な問題ももちろんあるようでございますけれども、私どもはその中身にとやかく入ることは今できませんので、いずれにいたしましても、国会議員の先生方にも、町民に不安を与えるようなことは早く解消していただきたいと。

もちろん、社保庁の所長と課長には、先ほど言ったことも含めて、何とか5分でも10分でも30分でも1時間でも延長するような状況をつくっていただきたいということが、今回の先ほどの町民課長からの中身でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、山本君。

8番（山本朝英君） この小さな町ですから、そう言った問題がないということであれば、こんな時間でも十分だと思うのですが、もしあるとしたら、1人やはり30分や1時間かかるというような問題だろうと思いますので、もしその時間帯がどうしても動かさな

いということであれば、もっと町民にPRをしながら、この不安となる問題解決のために全力をあげて取り組んでいただきたいと思います。

でも、これ以上、社保庁等々の関係について話を続けても、相手が国、社保庁のことですから、これ以上うんぬんということになりませんけれども、ぜひ少なくとも訓子府町民だけには、そういう心配や老後の不安になるようなことには1件たりともしないという気持ちで、町民のサービスの一旦として、さらに気を配っていただきたいと思います。

そういうお約束をいただけるものという判断で、私の一般質問を終わらせていただきます。何かあればお伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 冒頭の答弁の中でも申しましたように、私どもは最終的な不信と言いましょうか、疑問点については、これは社会保険事務所、社会保険庁のほうにつなぐ、あるいは紹介する。可能な限りの努力を町民課をあげて、町をあげて努力をしまいたいと思いますし、可能であれば相談日なども増やすことができないのか、もっと日にちをあらためても、そういう努力も含めて、議員のおっしゃるとおり努力をまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、山本君。

8番（山本朝英君） これで終わります。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

議事日程の繰り上げ

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の一般質問は終了いたしました。この際、日程を順次繰り上げたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程を順次繰り上げることに決定いたしました。

議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号

議長（橋本憲治君） これにより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑をすることを許します。

まず、最初に議案第32号の質疑を許します。ご質疑ありませんか。

議長（橋本憲治君） 10番、小林議員。

10番（小林一甫君） 5点ほどお伺いをいたしたいと思います。

まず、7ページの1番下、委託料の関係でございます。この部分につきましては、説明では、町が所有している車を社会福祉協議会にお貸しするということでありましたけれども、私の勘違いかどうかちょっとわかりませんが、利用者からお金取るのに何でここに出ているのか。この部分については、社協のほうにその利用者から取る部分を社協に

お渡しするのか、その辺ちょっと理解できませんので、もう一度ご説明をいただきたい。

それと、次8ページ下、これもまた委託料になります。後期高齢者の関係で、システムの開発ということでありますけれども、非常に高額な金額が計上されておりますので、この中身について、もう一度お伺いをいたしたい。

次に、10ページの1番上段であります。これは西富の紅葉川の改修に係わる分だと思えますけれども、一番ネックになっているのが鉄道の下を川が通っているということで、いつも問題になるのがその橋げたに流木などが集まって、それで溢れてしまうというような状況になっておりますけれども、平成23年度まで工事を終わらせるということでありまして、それまでにはこの物件については撤去されるのかどうかお伺いをいたしたい。

それと、11ページ。これも下のほうの13節、委託料でございます。これは小学校の耐震診断業務ということでありまして、ここで耐震強度がないということになりましたら、その対応はどうするのかお伺いをいたしたい。

それと、12ページ。これも委託料であります。コンピュータ機器のデータ消去・処理業務ということで、50万3,000円が出ていますけれども、これは業者に委託して処理をするということでありましたけれども、この処理と言いますか、消去したコンピュータはまた使うのですか。使わないとするならば、町で何か処分できないのか、そしたら50万円という金額は丸々残るのではないかなという気がするのですが、その辺の考え方お伺いをいたした。

以上です。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、7ページ、障害者外出支援サービス事業の委託12万円についてのお尋ねでございました。これは、所有者を町が所有している車いす対応の車を社会福祉協議会に貸し出しをしまして、その事業の運用そのものを社会福祉協議会にお願いするというので、12万円の社会福祉協議会に対する委託料を計上させていただいておりますけれども、この事業の利用料といたしましては、これを利用される方から5ページの上段のほうに分担金、負担金の中の節の1、社会福祉費負担金の中で、外出支援サービス事業利用者負担金9,000円を計上させていただいておりますけれども、あくまでも事業は町から社会福祉協議会に委託をするということで委託料で支出をいたしますけれども、利用された方からはガソリン代実費相当額のご負担をいただきまして、これは町で収入をさせていただくという考え方になってございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（三好寿一郎君） 8ページの後期高齢者医療事務費委託料の部分ですけども、この関係につきましては、来年4月より導入されます後期高齢者医療制度の関係で、現在使っております既存の住民記録、それから国保税、もちろん介護保険のほうにも関連しますが、それらの既存のシステムとのデータのやりとりなどのための回収並びに後期高齢者に関します保険料の徴収システムの開発する経費として計上をさせていただいております。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 3点目の西富の紅葉川の関係なのですが、その鉄路につきましては、財産の所有権が町に移るということもありますので、撤去するという形になります。それで、なるべく事業の中で撤去をしていただきたいという要望をしているところでございます。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 11ページの耐震診断の関係で、ご質問をいただきましたけれども、この耐震診断に基づきまして強度不足ということになると、その状況にもよりますけれども、回収が必要ということになってこようかと思えます。あらためて、その結果が出ましたときには、協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、12ページのコンピュータのデータ消去と機器の廃棄の関係でございまして、これにつきましては、今現在中学校に42台のコンピュータがございまして、その処分費ということでございまして、今町のほうで処分をするにしてもお金はかかるということになりますので、この業者のほうに委託をして、データも教員のコンピュータを付けてもそれはデータを消去してもらって、そして、処分をしていただくということになる予算でございまして、その金額は50万3,000円ということでございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤議員。

5番（工藤弘喜君） 今、小林議員からの質問もありましたけれども、それに関係いたしますけれども、後期高齢者医療制度に移行するに係わることになるかと思うのですが、もう一つ、7ページの民生費ですか、節でいけば下から何行目でいけば一番わかるのですけれども、2行目になりますか、その国民健康保険事業特別会計繰出金ですか、これも非常に多額の金額になっておりますけれども、これは確かちょっと間違っていれば指摘してほしいのですが、これも後期高齢者医療制度に係わる支出というふうにとらえてよろしいのでしょうか。

それともう1点、先ほど小林議員のほうからもありましたけれども、同時にその8ページのシステム開発、先ほど町民課長のほうからご説明があったような、そういう中身の金額、仮に先ほど7ページの金額が後期高齢者医療制度に移行することに係わるお金だとしたら、いわゆる予算だとしたら、これを合計しますとやっぱり非常に大きな、いわゆる3,700万円を超える大きな金額になります。こういう金額が、この後期高齢者医療制度の是非はちょっと別にしまして、この先このような負担がさらに求められるようなことになる可能性はあるのかなのか。その辺、おわかりでしたら説明をお願いしたいということで。よろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（三好寿一郎君） まず、7ページの繰出金の関係ですけれども、この部分につきましては、もちろん今議員おっしゃるとおり、後期高齢者に係る部分でございまして。ただ、これにつきましては国保システム、国保サイドの電算システムの改修等に係る経費、そこから補助額を差し引きまして、国保会計へ繰り出す額を計上させていただいております。

この国保会計でシステム改修をする部分につきましては、国保の特別会計のほうでの昨日の提案説明の中で、システム改修ということでご説明をさせていただきますので、その点よ

ろしくお願いしたいと思います。

それから、8ページの部分につきましては、これはあくまでも後期高齢者の制度上必要とするシステムの開発。それから、後期高齢者医療制度のそのシステムと他の既存システムとのネットワークを付けなければならない。要するに、データのやりとりをしなければならない。それに伴う他の既存システムなどの改修に要する経費ということで、国保サイドと、それから後期高齢者医療サイドということで、分けてお考えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤議員。

5番（工藤弘喜君） もう1点できると思うので、この後期高齢者関係で今説明いただいたので充分わかります。

それで、やっぱり1つ心配なのは、この制度が来年4月からということになりますけれども、これに向けていわゆる北海道後期高齢者医療広域連合という一つの議会としての働きで、このあとこのための選挙というのも当然行われることになりますけれども、一つの議会を構成して、その中でいろんな問題をやっぱりこの懸案事項という後期高齢者に移行するにしたがって、あるいはそれを運営することによって出てくる問題点、解決点、それを当然その議会で解決していくと思うのですが、そういった中でおそらく今までのいろんな経過を考えてみても、いわゆるその国なり道が本来持たなければいけない負担をいわゆる昨日も議論もありましたけれども、こういう財政が大変な自治体に制度の改正と言うか、新しい制度を確立することによって、財政負担まで押し付けるような状況が仮にあるとしたら、やはりこの広域連合のその議会に向こうは向こうで独自のその議会の中での役割というのもあると思うのですが、そこに向けた発進した情報、いわゆる声と言うか、そういう方向も姿勢も大事になるのかなと思いますので、あわせて町長もそういう点でとらえていただきたいなと、ちょっと長くなりますけれどもそういう質問です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 昨日も今議員おっしゃるように、後期高齢者の議会のほうでの働きかけは当然のことでございますけれども、昨日も申し上げましたように、北海道町村会、管内町村会においても、この後期高齢者等の開発システムの負担についての異論はやっぱり続出しているというのが本当のところでございます。これは、管内町村会でも私は発言をさせていただきましたけれども、本来は国の制度がこのような形になって、一般的75歳以上の後期高齢者の医療うんぬんのシステムをなされる場合については、国が全面的に負担をするというのは原則ではないのかと。しかも、これからいろんなシステムを変わってきたときに、これも国の制度変更でございますから、国は「特別交付税で見ているんだ」とかいろんなことは言ってきますけども、少なくとも自治体が負担を求められることのないように、北海道町村会で働きかけをしよう。ただ、全国町村会になりますとちょっと様子が変わってきているようで、構成する市町村が少ない検討ではなかなかこういうのが「そうだ」ということにはならない。手書きをするだなんていうところもまだあるようでございますから、だからその点でいうと北海道町村会があげて、全国町村会、今山本さんが会長でございますけども、会長を含めて全国的なそういう運動になるようにしていこうという世論が盛り上がってきておりますので、あらめて私も努力してまいりますけども、推移を見守っていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 9番、川村議員。

9番（川村 進君） 8ページ、訓子府福祉会支援事業で、くねっぶ静寿園施設改修費補助金。これは聞きましたら、600万円かかるうちの3分の1の200万円を補助するというお話でしたけども、600万円という工事は、これ私たちはっきり言ってもものすごい工事になると思うのです。ただ、町で200万円だけ負担するからということで、やみくもに補助金を出すという考え方は、これは危険だと思います。ですから、きちっと現場を見て、本来600万円というのは、これは私はものすごい金額で今までいろいろな仕事や出稼ぎに行ったり、いろいろした経験からものすごい工事になります。ですから、どうも納得いかない金額なのですがどうですか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、訓子府福祉会の静寿園に対する補助金のご質問がございましたけれども、静寿園の改修につきましては、昨年、平成18年度から年次的に改修をする予定としておりまして、本年度につきましては、給湯設備の改修工事ということで予定されている事業費が600万円ということでございます。

それで、その事業に対してただ補助金を出すだけではなくということでございますけれども、これらの入札とか、検定にあたりましては町も一応参加をいたしまして、その内容につきましては逐次把握をして進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 9番、川村議員。

9番（川村 進君） そういうことはわかりますけども、600万円という金額がいかに大きいかということと、訓子府町が負担する200万円ということに対して、やはり言いましたら悪いのですけども、業者の選定であるとか、見積りであるとか、そういうものがきちっとされているかという段階からはじめて、僕は600万円の内の200万円だからいいだろうという安易な気持ちでの補助金の出し方は、今後、絶対に許すことではないと思います。ですから、補助金をここに出してくる段階において、すでにきちっと調べられて、そうして出してきていただかないといけないと思えますのでいかがですか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今の段階での見積りで600万円ということでございまして、業者の選定、入札等々につきましてはこれからでございますので、そこらにつきましては当然先ほども申し上げましたけども、入札の時点では福祉保健課長なども同席をいたしますので、そこら辺のところは安易に補助金を出しているということではなく、町として必要な助成だというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 3番、上原議員。

3番（上原豊茂君） 私は、先ほど小林議員そして工藤議員から出されておりました4款1項の1目、後期高齢者事務事業費の電算システム開発業務に絡んででありますけれども、この事業費、非常に大きいわけにありますけども、先ほど工藤議員が確認した部分で、答えてない部分をもう1回確認したいと思えます。

これからの負担についてどういう動きがあるのか、その辺について確認をしたい。

それと、10ページの道路橋梁費、3款の3項であります。その経費区分2の絡みでありますけれども、道路改良に伴って、これも様々な質問、一般質問等でもありましたけれ

ども、今の状態を解消すると、解消することによってさらに交通安全対策が必要になってくるという話もありました。これに対して、この費用の中にそれらの交通安全対策費用がどのように盛り込まれているのか、その辺について確認をしておきたいと思いますし、さらには、もしこの中に含まれていないとすれば、どういう形でその予算捻出をするのか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

それと、次の11ページ。6款の住宅費の関係であります。ここで公営住宅整備事業がございますけれども、この整備事業をはじめていく中で、前段の説明の中でも申し上げましたけれども、実際に先ほどから非常にその所得の二極化が激しくなっているという状況の中で、生活に苦しい方、そういう方が安い住宅費を求めていると言いますか、やむなくと言いますか、そういう古い住宅に入居されているというふうに認識しているところでありまして、それらの方々がこの住宅整備によってどういう扱いになるのか。いわゆる、整備されたあとの費用負担がどの程度変化するのか、その辺についてのお示しをいただきたいと思います。

それと、12ページ。最後の保健体育費の関係であります。ここで様々な少年活動費の補助金という項目がございます。前半の一般質問の中でも、子どもたちが心豊かにとか、健やかな心身をというやりとりがございましたけれども、そういう意味合いでいきますと、この子どもたちの活動する場、いろんなことを体験する機会というものをきちんと確保しなければならないだろうというふうに考えるわけでありまして。そういう意味で、この少年活動の場をきちんと確保されている状況にあるのかどうか、ややもするとその削減の中で、費用削減ということでそれらを抹消してしまうというようなこともなきにしもあらずでないかという気もしないでもないわけでありまして。そういう状況がどのような形になっているのか、その辺についてお聞かせをいただきたい。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。ちょっとテープの関係もありますので、ここで10分間休憩をいたしたいと思います。午後2時10分から再開したいと思います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

上原議員の質疑の答弁をお願いいたします。

町長。

町長（菊池一春君） 議案の8ページの一番下段になりますけれども、後期高齢者医療電算システムの開発業務で2,331万円の予算計上をさせていただいております。

そのほかに、国保保険者の電算システム改修業務で、1,648万5,000円でございますから、合計で3,979万5,000円がこれらに対する事務のシステム開発等の経費でございます。国の経費を差し引きますと、補助金を差し引きますと3,400万円の持ち出しということですから、かなりハイレベルでございますし、私がこれではダメだという話をしているわけでございます。

今後のことについては、現時点ではちょっと把握できませんので、連合の組合等の状況

を見ながら様子を見たいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 交通安全対策の工事に係わってのご質問がありました。

3カ所の踏切跡地の改良舗装工事に係わってのご質問ですが、この工事そのものが改良のあとは交通安全に寄与するということで認識してございます。その工事のあとのその他の手立てにつきましては、昨日も答弁させていただきましたけども、今年、全町的に交通安全の対策だとか、危険箇所の見直しを図る中で、個々の箇所における交通安全の対策について考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、11ページの公営住宅整備事業に係るご質問についてお答えしたいと思います。

生活に苦しい方に対する対応等についてのご質問でございます。

また、費用負担等についての変化についてということでございますけども、今年については末広団地の公営住宅の道路を挟んで東側の住宅のブロックの実施設計を考えているところでございます。現在のところ東側の住宅については、既存の改修ということで検討しております。これにつきましては、1つは今の住宅がある程度改修しても持つのではないかとということが1つと、事業費的に安く済むのではないかとということがもう1つでございます。

それと、当然事業費に係わって、家賃というのが跳ね返ってきます。これにつきまして、現在の生活に苦しい方についての関係でございますけども、そのためにも少しでも事業費を安くするというのが1つでございます。

それと、今現在、所得がない方で50㎡以下の住宅については、減免措置を設けており、60%の減免措置を設けております。これについても、それに沿った形でももちろん入居者との今後ちょっと打ち合わせと言うか、意見を聞きながら実績を進めてまいりますけども、50㎡以下で所得がない人については、今制度上、同じような対策をとっていきような形を取りたいと思っております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤明美君） 最後になりますけども、子どもの活動する場の確保という観点から行きますと、補正予算では今回補助金の分が出てございますけれども、従前、当初予算からも活動の場というのは、去年、一昨年以來、少しずつですけども、発表する場等々で事業としては広げているつもりでございます。

それと、こと今回の補正予算に関しまして、補助金等の削減という部分の最終年度になりますけども、補助金の適正化の調整方針によりまして、各団体等の補助金、今年が最終年度として押してございますけども、こと子どもに直接関係する例えば少年団活動の部分の補助金については、平成17年から据え置きと言いますか、堅持していると言いますか、そういう部分では子どもに直接関する分は補助に限らず、ほかの事業等についても同じく、もしくはプラスされているというような状況になっていると思っております。

議長（橋本憲治君） 3番、上原議員。

3番（上原豊茂君） 再質問をさせていただきます。

まず、住宅の関連でございますけれども、50㎡以下の60%減免措置をこれから整備する分についても適用するということでもあります。その分についてはよくわかりましたけれども、実質、今使用料として支払っている金額と、例えば現在50㎡で新しく入居した部分での使用料の支払いとの差というのがどの程度あるのか、その辺をもしわかればお示しをいただきたいと思えます。

あと整備、交通安全、道路の新設改良の関係で、安全対策の関係でありますけれども、この事業そのものが安定に寄与するのだということは、前段の説明等も含めて理解しているつもりでありますけれども、そういう流れの中で一般質問の中にもありましたけれども、旧相内線、12号線の交差点に関しては、さらに見通しが良くなることによる問題点も出てくるのではないかと。訓高前あたりからのS字カーブ等も含めて心配されるというような話もありました。そういう意味では、当然心配な条件があるわけですから、その安全対策を取るべきではないかというふうに思えます。もし取るとすれば、その費用がどういふふうに盛り込まれているのか。また、ないとすれば、どういふふうに捻出するのか、その辺について再度お聞きをしたいと思えます。

以上であります。

議長（橋本憲治君） なるべくページ数をお願いします。聞いている方もおられますので。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） 再質問で、住宅関係の実質的な、今と建設後の差ということでございますが、これにつきまして、まだ実施設計が済んでいない状態ですので、建設の費用がどのくらいかかるというのもちょっとわからないということもございますので、これにつきましては実施設計がある程度終わってから、また、この分についてはお答えしたいと思えますので、またの機会ということでお願いをしたいと思うのですが。

議長（橋本憲治君） 上原議員、あとでどうなのでしょう。よろしいでしょうか。今の答えで。

3番（上原豊茂君） 先ほど言ったのは、現状の50㎡、入居者がいます。60%減免措置を受けている。その支払使用料を提示していただければと。これは出ないというのは、前段でわかっていましたので。

議長（橋本憲治君） 新しいのはちょっと無理なので、現時点のものは出るのですか。現時点のは、そしたら後ほど。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 11ページの一番上にあります交通安全対策事業に係わって、お答えしたいと思います。

この工事費の中に、直接的な交通安全設備の整備の経費は含まれておりません。

それで議員もご指摘のように、また、昨日の一般質問でほかの議員からもご心配いただいたように、相内線の東幸町のS字。それと、工事終わることによって、見通し距離が伸びることによって、たぶんスピードの出し過ぎ等のご心配をされているのではないかともありますけれども、それらの対策につきましては、引き続き、3灯式の信号機の設置を公安委員会に要請してまいりますし、S字カーブ、または道道から踏切後に向かったの区間での交通安全を図るために交通規制、速度規制の要望をしまいたいと考えております。

そのほか、必要に応じて見直しの中で注意を喚起する交通安全の看板等が必要であれば、その対応を別途していくということでご理解をいただきいたと思います。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 先ほど質問のありました住宅関係の今現在の家賃について、大体7,000円か、8,000円程度。その所得によりますけども、そのぐらいの金額で、これについては申告によって減免という形をとっております。現在は7,000円、8,000円というのは、これは減免していません。申告されておられません。今後、おそらく先ほどちょっと説明いたしませんでしたが、今後、おそらく家賃は改修した後は当然上がってくると思います。そうすると、その人たちが申告した場合については、ややこの近くぐらい、もしくは10,000円ぐらいなるのではないかとこのふうを考えております。新しい家賃はです。

以上です。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤議員。

7番（佐藤静基君） 9ページからお願いいたします。

今回の補正では、政策予算ということですので、ちょっとそのことを念頭に置きながら聞いていただきたいのですが、畜産の関係で少し伺いたいと思います。

畜産振興資金の中で、負担金及び補助金の内容でありますけれども、今回牧場の入牧も非常にやっぱり少ないということは、それなりの事情があるのでしょうかけれども、今回のこれからあげます項目、乳牛検定事業推進補助金、これも57万円ほど減額になっております。それから、酪農実習生推進事業補助金、これも減額。それから、酪農ヘルパー事業推進補助金も減額と。それと、増えているのは、畜産環境整備事業補助金が若干増えておりますけれども、この増減の要因について説明を求めます。

それから、11ページですが、先ほどから出ております一番上段の踏切改良工事の件でありますけれども、これは大きな予算、起債を起こして一般から出て4,000万円のお金になるのですが、これは銀河線の関係でやるもので、今回の清算する中でこれに向けるようなことは考え方としては難しいのか、その点についてちょっと伺いたいと思います。

それから、12ページの社会教育費の中の青少年育成推進事業の中の負担金と補助金で、下の青年団連絡協議会の補助金でありますけれども、これも4万5,000円ほど減額になっております。それから、4Hクラブ活動の補助金も1万9,000円ほど減額になっておりますが、このことについてどういう理由なのか。

それと、現状、青年団の団員の人員、それから4Hクラブの人員などについてもお聞かせをいただきたいと思います。

それと、そのページの一番下段でありますけれども、給食センターの北側の屋根の整備が495万円ほど出ておりますけれども、私の記憶では南側についてはどういう状況なのかちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 9ページの一番下のほうになりますけれども、畜産の関係です。この補助金の関係につきましては、行革の一環ということで、平成16年度対比で今議員言われました乳検、あと実習生、ヘルパー。これにつきましては、段階的に3年間

で半額にするということでございます。具体的に言いますと、平成16年対比で、平成17年度は80%、平成18年度が65%、そして、本年度この今回あげていますが、50%ということで、これらについては生産者あるいは農協の理解を得ながら進めた事業ということでございます。

それと、一番下のほうにあります環境整備の關係の事業なのですが、これについては、いきなり平成17年度に平成16年度の補助金ベースで半額にいきなりするというものです。ですから、原則、前年度と変わらないということなのですが、これにつきましては実は家畜防疫事業のワクチンの接種の補助金なものですから、実施5年目ということで、若齢牛からどんどん始めてきました関係がありまして、対象牛がちょっと増えている。昨年では4,100頭、ワクチンを接種ということでしたけども、今年4,250頭ということで、その分若干、前年度に比べて補助金ベースで上がっているということでございます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案書11ページ。一番上にあります踏切跡地改良舗装工事に係りまして、特に財源の關係のお尋ねをいただきました。

議員からお話のありましたように、この事業につきましては、6ページの土木債のところでございます。3,600万円の起債を充てることで、今予算を計上させていただいております。

北海道ちほく高原鉄道の会社清算に伴う、いわゆる北見市で管理している基金事業としての扱いができないかというお尋ねでなかろうかと思っておりますけれども、まだ、その基金事業の対象事業を何にするかというようなこともまだ決まっておりません。最終的に、基金事業として認められて、一定の配分を受けた段階では、場合によってはこの残り4,000万円のうち基金記載残400万円については充当も可能かと思っておりますけれども、現時点ではまだ確定できませんので、一般財源を充てるということで予算計上をさせていただいております。

議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤明美君） 12ページの青少年教育推進事業の中の青少年団体連絡協議会活動費補助金、4Hクラブ活動費補助金の減額の理由ということでございますけれども、これにつきましては、先ほどの上原議員の質問にもございましたけれども、一部子どもに直接関係するもの以外の部分できますと、団体というのは教育費に限らず補助奨励費の適正化町政方針で、行革で3年前に出されているのですが、その段階で平成16年度対比で平成19年度まで約50%段階的に落としていくという対象の団体になっているという部分で、ご理解いただきたいと思っております。従いまして、去年も一昨年も落ちていっているという、今年が底値ということで考えていただければと思っております。

それと、活動に対する中身なのでございますけれども、青協につきましては、今年たまたま4月、5月入りましてから会員が10人ちょっと一度に入ったということもありまして、現時点で32人が青協は会員でございます。

そして、4Hクラブにつきましても、青協ほどでないにしても、会員が去年と今年で増えておりますので、現時点では28人の会員で活動しているという部分で、活動ここ数年来なく活発化しているのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 12ページの給食センター費でございますけども、その整備事業に係わってご質問をいただきましたけども、今回の修繕につきましては、センターの北側の屋根ということでございまして、冬期凍結しましてすが漏りをすると。そういうことで、今回修繕をするわけでございますけども、ご質問のありました南側でございますけども、南側につきましては一部小学校校舎と渡り廊下で屋根が重なっている部分はありますけども、冬期間については南側にあるということで、氷にならないで雪も落ちるといふことありまして、今回修繕は必要ないということで判断しております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 6番、松浦議員。

6番（松浦啓博君） 2、3確認をしたいと思います。

まず、8ページでございますけども、先ほどから質問のあります後期高齢者の電算システムの関係でございますけども、先ほど町長が質問に対して答弁した中身ですが、たぶん私の記憶では3月の第1回の議会の骨格予算のときに、大よそ6,000万円かかると。その6,000万円の大半は補助金と、それから交付金という形で説明があったように記憶しているのですが、先ほど町長の説明で見ますと、3,000万円いくらか町の持ち出しという説明だったので、これ交付金の対象にならないのかなという気がしたのですが、その辺をまず伺いをしたいと。

それから、先ほどからお話もあります8ページの静寿園の施設設備改修補助金の給湯器設備の関係なのですが、先ほどから600万円かかるという話は伺っているのですが、この実は中身なのですが、どのような改修工事をしようとしているのか、部分的なものか、あるいは全体的にすべて暖房から風呂から、すべて改修するような考え方なのか、その範囲というか規模、それらがもし説明ができるのであればお願いをしたいと。

それから、もう一つ、11ページになりますけども、小学校の管理費で先ほど小林議員もちょっと質問しておりましたが、小学校の耐震の診断業務の委託をするということなのですが、これもどのような方法と言うか、どのような手法でもってこの耐震の判断と言うか、そういうその持つとか持たないとか、震度何ばまでだったら大丈夫ですよとかという判断をするのか、どういふようなそのやり方でそれらの判断をするのか、ちょっとその辺がわかれば教えてほしいと思います。

その前に、ちょっと一つ言っておかなければならないのは、以前にも小学校の耐震の関係については、阪神淡路大地震がありましたけれども、そのときに見直された耐震強度のその数値にあっているのかということで質問した経過があると思うのですが、そのときの説明ではたぶん十分それらの強度に対応できるという説明のように実は記憶をしているのですが、それは今回その耐震の強度診断をしなければならぬというのは、報道関係でも一応言われていますけども、全国的に補助を出してやるのだという国の考えですから、それに乗ったのだらうとは思いますが、それらも含めて説明をお願いしたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 1点目で、後期高齢者電算システムに係わりましてのお

尋ねをいただきました。

昨年3月の議会のときのお話だったというふうに思いますけれども、昨年の予算の提案時点におきましては、まだ詳細の国の補助基準が一切決まっていなかったと。あと、またその改修の内容についても、具体的に国のほうから明らかにされていなかったという中で、業者からの情報による金額で言うと6,000万円程度にはなりますよというお話がございました。そのまた国のほうのことにつきましても、補助は明確になっていませんけれども、一定程度補助がつかせよう。また、残りについては特別交付税が予定されているというような情報がございましたので、そういった趣旨のご説明をさせていただいたものと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 静寿園の改修工事の中身でございますけれども、申し訳ございませんけれども、本年度につきましては給湯設備の改修ということで、その詳細につきましては承知をしておりますけれども、この改修につきましては年次的に進めることとしておりまして、現時点での予定できますと、来年度、平成20年度には給水工事、平成21年度と平成22年度には暖房設備、平成23年度にはボイラー交換というようなことで進めるというふうに聞いております。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） それでは、わかる範囲で私のほうから説明させていただきますけれども、ただいま耐震診断の委託料の関係でご質問をいただきました。これにつきましては、新耐震基準が昭和56年5月31日以前に設計されたものが、今回診断の対象となる建物でございます。

それで、たまたま平成18年1月26日に建築物の耐震改修の促進に関する法律というのが改正になりました。これで特定の建築物の範囲が拡大されまして、小中学校につきましては2階建て以上かつ1,000㎡以上が対象ということになったものでございます。それまでにつきましては、用途に係わらず以前には一律3階以上、1,000㎡以上というのが耐震の対象となる基準でございました。これで平成18年1月26日の改定に伴いまして、今回対象となったものでございます。

それで小学校につきましては、コンクリート構造物でございます。それで1次診断というのは、町のほうで実施しております。この1次診断の中で、耐震の構造耐震指標というのがございますけれども、これをI s 値という数字で表してございます。1次診断でこのI s 値が計算結果でございますけれども、0.9を満たさなかったら基準に合いませんよというふうな数値でございます。1次診断では、訓子府小学校と居武士小学校の2校を実施しております。訓子府小学校につきましては、1階部分のI s 値で0.9を下回って、0.81という数字になっております。2階部分については、0.9をクリアして、0.9同数でございますけれども、それと居武士小学校については、1階部分のI s 値で0.9をクリアして1.37、それと2階部分についても0.9をクリアして1.56という数字でございます。

これで、1次診断で訓子府小学校が数値を下回ったということで、今回専門業者による診断の委託を計上したところでございます。専門業者の委託というのは、今度は構造計算、

それからコア抜き等をやって、実際にこの建物が強度的に耐震の基準に合うかどうかというのを算定するわけでございますけども、これは2次診断以降になりますけども、一応2次診断の結果としては0.7をクリアすればいいということの数値の目安でございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 6番、松浦議員。

6番（松浦啓博君） ちょっと先ほどの再質問をしたいのですが、まず、給湯設備の改修の関係でどうも納得がいかないのですが、どういう改修をするのかというのがわからない説明というのはちょっとおかしいのではないかと思います。やはり予算計上してくるからには、どういう部分をどういう具合に直すんだというようなものがないと、なかなか我々としても納得できない部分があると思うのです。単に金額だけ出されてきて、そして、その600万円かかるのだけど、その内の200万円を何とか町で補助してくれというのは、いかななものかなという感じがするのですが、もうちょっとなんかその辺詳しく説明のできる資料はないのですか、静寿園のほうから来ていないのですか。それがまず1点。

それから、先ほどのその医療システムの関係で、ページ数は8ページ。後期高齢者の医療電算システムの開発の関係なのだけでも、先ほどの課長の説明で、確か3月の定例会だったと思うのですが、そのときには確か今のような話ではなかったのではないかと思います。補助金と交付金と当たるだろうというようなことではなかったような気がするのですが、たぶんあの時点では補助金と交付金とでもって賄えるのだというような説明だったように記憶しているのです。今回、それがうやむやにまだなっているのか、確実にその交付金で対応できるという形になっていないのか、もう1回その辺確認したいと思いますけど。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 給湯設備の詳しい資料ないかということでございますけれども、現時点では訓子府福祉会からの要請書という形であがってございまして、その中の現時点での見積りが600万円ということでございます。

ただ、今後精査をいたしまして、また、入札等々によって数字がこれからまた変わってくるということで、現時点で把握しているのが600万円ということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 8ページの後期高齢者医療のシステムの関係ですけれども、3月どの時点でのお話という部分まで私も失言している部分があるのですが、いずれにしても、本来その時点ではっきりしていれば、3月議会に提案するという事になったはずなのです。それで、その時点では内容的にまだ明確になったものがないということで、それがはっきりした6月の議会で提案しようと、その際に状況を説明させていただくということなのですが、未だかつて、補助金のほかに交付金が別に出るというようなものは、今までの情報の中で一切ございませんので、一貫して国のほうから出てきている情報では、特別交付税、交付金という言い方をしたかもしれないのですが、交付税で措置される予定だというお話をずっと国のほうから言われていますので、そうした説明でなかろうかと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） ご質疑ありませんか。

8番、山本議員。

8番（山本朝英君） だんだん質問するものがなくなってきましたのですが、ちょっとお聞きしたい、確認したいと思いますが、10ページの農業基盤整備事業。これは先ほど小林議員のほうから、西富のかんがい溝だということだったわけですが、これはあそこは鉄橋みたいのがあります。この関係で完成がいつになるのかちょっとわかりませんが、時間もかかるというようなことであれば、その撤去の部分だけ何らかのほうで外すことができないのか、一時的にでも。もし、急激な大雨等々来ると、また溢れるというようなことにもなりかねないのかなということで、まず、この点についてお伺いしたい。

それから、同じ10ページの商工業振興費の中で、テントが宝くじでのコミュニティ助成により購入するみたいですが、これはちょっと聞き漏らしているのだと思うのですが、25セットと控えているのですが、これ25張りなのか、保育園の運動会で見てすばらしいテントだなということは感じて見ておりましたけど、この点について再確認をしたい。

それから、12ページの中学校のコンピュータ機器データ消去・処理業務。これ教育用のコンピュータの関係ですが、そのデータが一般的なものと違いますから漏れてどうのというのは、子どもの教育の関係だからそんなことはないと思うのですが、こういうデータおそらく消去する場合に、このことだけでなくほかのことも信頼して消去させられる会社なのかどうかも含めて、この3点についてお伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 紅葉川の陸橋の関係なのですが、これにつきまして、おそらく9月には町の財産ということで、それ以降であればいじってもかまわないということになると思います。

ただ、紅葉川の改修につきましては、一応平成20年から平成22年という予定していますので、なるべく早い時期に補助を使って実施したほうが負担が少ないということもございますので、今はその補助に乗るように事業の中で見ていただけるような要望をしているということでご理解いただきたいというふうに思います。

それと、もう1つは、同じく10ページの真ん中辺にあります備品購入費の110万円ですが、これにつきましてはパラソルセットと言うのですか、屋根が付いて、テーブルが付いて、椅子が4つ付いているという、ああいうものです。それが25組みということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 12ページの中学校の教育用コンピュータのデータ消去の関係でございますけども、これにつきましては教員用のパソコンのデータを消去するという経費でございます。金額的には1台3,500円の消去料という形にはなりません。消費税別ですが、今回入れるコンピュータの業者はまだ決まっておられませんけども、専門的に取り扱っている業者ということになりますので、この辺のデータについては適正に処理されるものというふうに思っておりますし、また通常の子どもの情報が入っている分については、教員が別に職員室で使っておりますので、内容的にはこのデータについてもそんなに重要なものは入っておりませんが、教員が使っているということで消去するというご理解をいただければと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端議員。

4番（河端芳恵君） 10ページ。右の一番下、南13線交通安全施設整備事業について伺います。

この事業は、平成18年から平成22年までの事業ということに説明資料のほうにありました。距離950mの内の150mを今年度ということの説明がありましたが、平成22年まで総額どのくらいかかるものか。

それと、今後、平成22年度までに起債で賄うのか、その辺の資金の見込み、見通し、今年着工分はどの部分なのか。

以上、伺います。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、10ページの南13線交通安全施設整備事業に関するご質問をいただきました。

これにつきましては、平成18年度、昨年度から平成22年度までの予定で今進んでいるところがございますけれども、現在つかんでいるところで、まだ調査設計が今年実施するというところもございますので概算でございますけれども、2億4,600万円程度を総事業費で予定しております。これにつきましては、国の補助金が55%、それと起債が補助残に対して100%という形になっていますので、一応持ち出しはないような形で進む状況でございますが、起債については10万円単位ということもございますので、端数については町負担という形になると思います。

それと、今年の150mの実施予定区間でございますが、町有地の中学校の付近を予定したいと思っています。その南側と北側を予定したいと思っています。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、西山議員。

2番（西山由美子君） 9ページの農業振興事業についてですが、農業技術対策事業補助金と農業振興対策事業補助金とがありますが、具体的にはどういうものなのか教えていただきたいです。

それから、先ほどの10ページのコミュニティ助成によるテント25セットについてなのですが、これは町民の要望があれば貸し出しはできるのかどうかお伺いします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） まず、9ページの中ほどでございますけれども、農業技術対策事業、それと農業振興対策事業なのですけれども、これにつきましてはちょっと中身、かなり多くのことが含まれてございますけれども、まず、農業技術対策。これにつきましては、例えば各作物の試験圃、玉ねぎですとか、そういうものの試験圃の設置ですとか、あるいは新品種ということで、玉ねぎですとか、いろんなもの新しい品種を試的に植えて、町の畑に適しているかどうかと、そういった調査をする。あるいは、例えばメロン。今ルピアレッドというのを植えていますけれども、これに代わるような品種、今ルピアレッドの325というのがありますから、それにはちょっと今段階的に切り替えていこうという、そういう取り組みを行っていますので、そういったものに対する補助金ということでござ

います。これについては、農協に入れて、農協の事業としてやるというような形で実施しています。

それと、農業振興対策事業の補助金なのですが、これにつきましても、同じように農協に補助金を渡しまして、農協と共同してやるということなのですが、これについては、例えば農作業事故の安全のパンフレットを作成するですとか、あるいは担い手研修ということで、女性の方ですとか、新規就農者の方、この方々に積極的に研修に出かけてもらおうと、その一部について助成するですとか、あるいは土壌分析の助成ですとか、あと今町で力を入れていますが、クリーン農業推進協議会に対する補助と。こういったことを実施しております。

それと続きまして、その次のページになります。10ページの中ほどにあります例の110万円の形なのですが、これについては、今回予算を通りましたら早速25セット発注させていただこうと思っておりますけれども、これはコミュニティ事業ということですので、積極的に町内会の行事ですとか、そういったものには積極的に使用していただきたいというふうに思っています。これについては、産業観光振興協議会の倉庫で保管する予定ですので、農林商工課に電話いただければ、いつでも貸し出すような体制にしたいというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第32号の質疑を終了いたします。

ここで休憩を取りたいと思います。午後3時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時12分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に、議案第33号の質疑を許します。ご質疑ありませんか。15ページでございます。

10番、小林議員。

10番（小林一甫君） 1点ほどお伺いをしたいと思います。

18ページ。国保保険者電算システム改修業務の件ですけれども、補助金を引いた金額が1,398万5,000円でございますけれども、この残金につきましては、特別交付税か何かで入ってくる分なのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（三好寿一郎君） 国保会計におけます電算システムの改修につきましては、総体の事業費といたしまして1,648万5,000円。そして、補助金が歳入のほうにあります250万円、残り1,398万5,000円が一般会計からの繰り入れという形になっております。これにつきましては、国庫補助だけの措置ということになっております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第33号の質疑を終了いたします。

次に、議案第34号の質疑を許します。ご質疑ありませんか。19ページでございます。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) ご質疑がないようですので、議案第34号の質疑を終了いたします。

次に、議案第35号の質疑を許します。ご質疑ありませんか。23ページでございます。6番、松浦議員。

6番(松浦啓博君) 24ページの支出の関係で、ちょっと伺いしたいと思います。

日出の消火栓の新設工事ですけれども、167万6,000円の予算が計上されております。たぶん設置するのは1基だと思うのですけれども、1基設置するのにこれだけの金額がかかるのかなと思うのですけれども、この中身、予算と言うのか、どのようになっているのかちょっと伺いしたいと思いますけど。

議長(橋本憲治君) 水道課長。

水道課長(竹村治実君) これにつきましては、日出の消防水槽車のタンク車の配置に伴いまして、近くに消火栓1基を設置するものでございます。その経費として、167万6,000円の負担でございます。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) 総務課長。

総務課長(山田日出夫君) 消防に関する関係なので、私のほうからお答えをしたいと思います。

これは、11ページの消防費の中の一番下にあります19節、負担金補助及び交付金の167万6,000円と、この水道の収入が一致するものでありまして、第3分団に昨年タンク車が配備されたことに伴いまして、そのタンク車に給水をして、いざというときにすぐ出動できるように備えるということでの給水栓を設けるものであります。

水道管が分団の前の町道の向かい側に本管が走っているものですから、道路横断15m下にそのあとの舗装の修理。それと、65mmの消火栓1基ということで、一見、消火栓を付けるだけにしては高額な事業費になっていることをご理解をいただきたいと思います。

議長(橋本憲治君) ご質疑ございませんか、ほか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第35号の質疑を終了いたします。

先ほど、答弁漏れがありました議案第32号の8ページの関係で、くねっつ静寿園の関係、資料が来たそうなので発表していただきます。

福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 先ほど十分なお答えができませんで、誠に申し訳ございませんでした。

今回の給湯設備の改修工事につきましては、現在の給湯管が耐用年数13年のところ、すでに16年が経過をしているということで、温泉水を使用しているということから非常に老朽化が激しいということで、特養部分の東西の建物の給湯管の前面の取り換えでございます。それで、径によってちょっと中身がいろいろ違いますけれども、管の延長が全体で524mということになってございます。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) これに対しまして、ご質疑ありますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) ないようなので、終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 各案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

3番、上原君。

3番(上原豊茂君) 先ほどから、いろんな形で問題提起されていたところであります。

私も、この予算案の中で、先ほどから議論集中しました後期高齢者医療電算システムの関係におきましては、極めて問題があるというふうに考えていたところでありますけれども、町長の説明の中で、この負担に対して国が全体的に持つべきものだという認識を持っていると。

また、それらについての意見を会議の中で意思表示をしてきたということもございまして、基本的な考え方が明確になっているという点からして、今後において、さらにこういう問題に対する姿勢をきちっと貫いてほしいということをお願いし、または、そうであるであろうという期待を込めて、この予算案についての賛成討論という形で閉めたいと思います。

議長(橋本憲治君) ほかに討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号の採決をいたします。案件について一括採決をいたします。

議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

長時間ご苦労様でございました。

明日は午前10時からでございます。

散会 午後 3時25分